

原著論文

昭和戦前期の百貨店問題と中小小売商

木村 晴壽

The Issue of Smaller Retail Business Related to the Department Stores at the Prewar Showa Era

KIMURA Haruhisa

要 旨

戦前の昭和恐慌期には、日本経済全体が混乱するなか、都市部の中小小売商もまた経営破綻の危機に瀕していた。その原因のひとつとして社会問題となったのが、百貨店との競合だった。特に、各百貨店が顧客層を中流サラリーマンへと広げる経営方針をとったことから、中小小売商と百貨店の問題は深刻な政治問題化した。本論は、この時期に制定された百貨店法が、中小小売商の救済策として打ち出されたのではなく、むしろ戦時体制につらなる経済統制の一貫として成立してくる経緯を、実証的に究明している。

キーワード

百貨店法 中小小売商 恐慌 商業政策

目 次

- I. はじめに(課題設定)
- II. 百貨店の誕生と定着
 1. 三越呉服店のデパート宣言と呉服店系百貨店
 2. 百貨店の大衆化
 3. ターミナル百貨店の参入
- III. 経済統制の展開と小売商政策
 1. 満州事変と重要産業統制法
 2. 小売商政策の展開
- IV. 百貨店規制法の立法過程
 1. 商品券の規制
 2. 百貨店法の制定
- V. 結語

I. はじめに（課題設定）

周知のごとく、金融恐慌に始まり世界恐慌に巻き込まれながら本格化した大不況、すなわち昭和恐慌は、他の資本主義諸国と同様にわが国経済をどん底に陥れた。世界恐慌の震源地がアメリカだったことから、わが国輸出品の太宗である生糸の生産が大きな打撃を受け、したがって養蚕業と不可分に結びついていた農業はさらに深刻な状況に追い込まれることとなった。壊滅的打撃を受けた農業の惨状は深刻で、日本の農村は、まさに崩壊の危機に瀕していた。農業恐慌の到来は、もはや誰の目にも明らかだった。

1930（昭和5）年のわが国就業人口約3,000万人のうち農業従事者は約1,400万人、実に47%を占めていたのであり、農村の崩壊が日本社会を根底から突き崩すことを危惧した政府は、産業組合を中心に据えた政策によって農村の立て直しを図った。比較的経営状態のよい農家上層・自作農による共同組織として明治期から存在していたわが国の産業組合は、農林省を中心に進められた産業組合育成策によって、昭和初期には、中下層農家を吸収しながら目覚ましい発展を遂げた。しかし産業組合の展開、より具体的には産業組合の一環としての購買組合が広範に展開したことは、その反面で、街場の中小小売業者の営業活動と競合することになり、遂には各地の商工会議所を拠点とする反産業組合運動（反産運動）へとつながっていった¹⁾。当時、卸売・小売業の従事者は、農業従事者の1,400万人には及ばないものの413万人に達しており、製造業従事者とともに商工政策上の主要な存在だった。商権擁護運動として顕在化した反産運動は、中下層農家と中小商人との鋭い対立を生みながら、最終的には本格的な戦時統制経済のなかに埋没していった歴史的経過がある。

産業組合と商業とのかかる対立だけでなく小売業内部にもまた対立を抱えていたことが、昭和恐慌期の小売業問題を一層複雑にしていた。いわゆる百貨店問題である。小売業内部での、中小小売業者と大資本たる百貨店のせめぎ合いは、細かな

経緯を省いて言えば、最終的には百貨店の営業を厳しく制限する百貨店法の制定へとつながり、折しも本格化した経済統制のなかで、業界全体が戦時体制へと組み込まれてゆくことになるのである。

以上の問題背景を前提に本論は、昭和初期小売業に関わって産業組合問題とともに深刻な政治問題化した百貨店問題を取り上げ、中小業者と大資本の間に横たわる利害を政府・政党がどのように調整しようとしたのか、また、その結果がわが国の商業政策にどのような影響を与えたのかを実証的に明らかにすることを目的としており、その検討を通じて概ね以下の論点とそれらに対する一定の見解を提示する。

本研究が意図するところは第一に、百貨店の営業規制は経済統制の一環として位置づけられるべきか、あるいは中小小売業者の救済策として打ち出された政策なのか、この点について一定の見通しを提示することにある。一般的な歴史叙述では、1931（昭和6）年の満州事変を契機として様々な経済統制が実施され（「準戦時体制」の表現が一般的には用いられることが多い）、1937（昭和12）年の日中全面戦争以後は本格的な戦時経済統制へ移行してゆくと捉えられている²⁾。しかし実際には政府と産業界との間には、統制の中身をめぐっての鋭い対立あるいは駆け引きがあり、経済統制に関わる政策に、小売業者等がどのように対応したのか、商業政策上で小売業者はどのように位置づけられていたのかを明らかにすることは、戦時経済統制が必ずしも単線的な道筋で実現されたのではないとの論点を示すことになろう。

本論の第二の意図は、わが国の商工会議所が歴史的にどのような性格を持っていたのかについての論点を提示することにある。

現代日本のいわゆる三大経済団体の一つである日本商工会議所は、一般的には中小商工業者の結集体としての特徴を持っているが、大都市部の商工会議所の場合、そこには中小商工業法人だけでなく、大資本を基盤とする大規模法人も参加している。しかも、それらの大企業は通常、商工会議所の運営に直接関わる議員に選出されることが多く、戦

¹⁾ 本論が対象としている恐慌期には、産業組合問題がもうひとつの大きな商業問題として地方の小売商を揺るがしていた。産業組合が農村更正運動の一環だったため、大都市部ではなくむしろ地方都市において問題が深刻化していたからである。本論で取り上げる百貨店問題は、それとは対照的に、主として大都市を舞台に繰り広げられた小売業界内部の対立だった。なお、産業組合が最も目覚ましく展開した長野県を素材に、地方の商工会議所を拠点とした反産業組合運動を取りあげた研究として、木村（2013）を参照されたい。

²⁾ 戦前の統制経済あるいは戦時体制については今や数多くの研究があり、原朗（2012）、山崎志郎（2011）、原朗・山崎志郎編著（2006）、原朗編（1995）などが代表的研究であろう。

前の商工会議所においてもかかる傾向は基本的に同様であった。特に、本論が対象とする百貨店問題は、一部の例外を除けば、大都市の中小小売業者と百貨店の対立を基本構造としていた。実際、多数の中小小売業者とともに百貨店も参加していた東京商工会議所では、当該問題に対する会議所としての態度を決める過程で提示された両者の主張を、極めて慎重に扱っていった。

都市部の商工会議所において、中小商工業者の利害が貫徹していたのか否か、したがって各地商工会議所の連合組織である日本商工会議所の歴史的性格を確かめる作業でもある。

以上の二点を踏まえたうえで、百貨店の生成と百貨店法が成立する経緯を検討することで、わが国における中小小売商店と大店舗の利害調整に際し、大資本規制が政策として形成される過程を明らかにすることもまた、本論の意義として付け加えることができよう。戦前昭和期に制定された百貨店法こそは、戦後の百貨店法はもとより、現代の大店法・大店立地法へとつながる、わが国初の大規模小売店舗規制法だったからである。

II. 百貨店の誕生と定着

1. 三越呉服店のデパート宣言と呉服店系百貨店

「百貨店」という呼称が日本で使われるようになったのは、それほど古いことではなく、昭和初年にその呼び方が始まったと言われている³⁾。百貨店自体は明治後期からあったが、その頃は「雑貨陳列販売所」なる表現もあったし、欧米のデパートメントストアを「小売大商店」などと訳すことも多かった。昭和初期になって、「小売大店舗」「百貨商店」、あるいは「百貨店」と呼ばれるようになったという。

1905(明治38)年1月3日の主要新聞に、「当店販売の商品は今後一層其商品を増加し凡そ衣服装飾に関する品目は一棟の下にて御用弁相成候様設備致し、結局米国に行はるるデパートメント・ストアの一部を実現可致候事」という全面広告を三越呉服店が出した。これを一般的には三越呉服店のデパートメント・ストア宣言と呼び、わが国における百

貨店の始まりとされることが多い。この当時、「百貨店」を名乗っての営業を行った業者はなく、事柄の性質上、実質的に取扱品目を多様化し陳列販売を開始したことをもって、百貨店化の指標とせざるを得ない。

三井呉服店が百貨店化の途を歩み出した後、明治期のうちに他の老舗呉服店でも次々に百貨店化が進んでいった。東京では三越呉服店の強力なライバルだった白木屋呉服店も百貨店化を開始し、名古屋を本拠とする、いとう呉服店(松坂屋)、京都に本拠がある大丸呉服店や高島屋呉服店も続々と、販売品目の多様化と陳列販売方式を採用し始めた。大正期になると地方の比較的大きな都市にもそうした動きが広がっていった。

このように、明治後期はわが国百貨店の草創期であり、明治後期から大正にかけてのこの時期、百貨店はいずれも高級イメージを売り物にしていた。一部、生活必需品の安売りを実施するなどして、増えつつある都会のサラリーマンなど中産階級を取り込む動きもみられたが、まだまだ百貨店は一般大衆には手の届かない存在だった。百貨店は、いわゆる上流階級を顧客としていたのである。

2. 百貨店の大衆化

以上のようにわが国では当初、大規模呉服店が販売品目を増やし陳列販売を行うことで、百貨店としての営業が動き始めた。老舗呉服店から転換して実現した、これら呉服店系百貨店の顧客層が、近世以来の伝統である富裕層から中産階級へと拡大する大きな契機となったのは、関東大震災だった。

1923(大正12)年9月1日に発生した関東大震災により東京の百貨店はほとんどが焼失したため、それまでの売場を失った各百貨店は臨時に仮設の売場を設け、そこで生活必需品を販売し始めたのである。これを契機に、百貨店の顧客は、上流階級だけでなく中産階級へと確実に拡大していった。百貨店の大衆化と言ってよい。厳密には、百貨店の大衆化は第一次世界大戦後の反動恐慌時に始まっており、三越では1919(大正8)年に一般市民を対象とした生活必需品の大量販売「木綿デー」を開催し、大盛況となった(高橋潤二郎、1972、pp.108-

³⁾ 百貨店の生成を論じた著作には、コンテンポラリーの研究と経済史・経営史からの研究とがあり、例えば前者としては、堀新一(1937)、水野祐吉(1940)、松田慎三(1939)などがある。また後者の代表的なものとして、鈴木安昭(1980)、初田亨(1993)、山本武利・西沢保編(1999)をあげることができる。わが国での百貨店の生成過程に関する叙述については、上記の諸研究および石井寛治(2003)に負うところが大きい。

109)。三越大阪店でも「さかえ日」という特売日を設け、銘仙・ネル・セルの衣料品や靴・下駄・シャツなど、10円以下の品物を目当てに1日6万人もの客が押し寄せた（山本武利・西沢保、1999、p.36）。白木屋も1920年に、破綻した呉服商から安値で仕入れた商品を廉価で販売する「暴落新値大売出し」を実施し、驚くほどの売上利益をあげた。白木屋はさらに2年後の1922年に、雑貨の格安売場を常設するようになる（『白木屋三百年史』、1957、pp.369-370）。松坂屋でもこの頃に同様の雑貨安売りが実施されているとはいえ、百貨店が大衆化したというほどの大きな動きとはいえ、やはり百貨店の大衆化は、関東大震災後に本格化するべきである。

例えば松坂屋では、第13代当主による「天災地変の際はまず店員を救恤せよ、次に恩顧を受けた顧客、即ち罹災の大衆を救って報謝せよ」との遺訓にしたがって、店員に給料3ヶ月分を前払いしたうえで、手ぬぐい・石けん・食器などを詰めた慰問袋10万個を各区役所等に無料で配布し、さらには仮営業所を池之端に設けて日用品の廉売を始めた（『日本小売業経営史』、1967年、pp.124-126）。三越・白木屋・高島屋・松屋も同じく、物資不足に悩む市民のために日用品の廉売を開始したのは言うまでもない。

こうした大衆化路線は、結果として百貨店の大規模化・洋式化をもたらしただけでなく、出張販売や商品券発行といった新たな顧客確保策の導入も促すことになった。

なお、わが国の百貨店が本格的に大衆化し始めた大正末～昭和初期の時期には、正式名称を変更する百貨店が相次いだことも象徴的な動きだった。具体的には、「呉服店」の名称を取り除き、名実ともに百貨店としての体裁を整えたのである。いとう呉服店は、1925（大正14）年に松坂屋と改称し、1928年になると三越呉服店と白木屋呉服店はそれぞれ、三越、白木屋へと改称した。さらに1930年に

は、伊勢丹と高島屋も社名から「呉服店」を取った（松田慎三、1939、p.151）。

1) 店舗の大規模化と洋式化

消失後に再建された東京の百貨店は、多数の顧客に対応するため、いずれも大規模な様式の店舗に衣替えした。それまでの百貨店は各階とも畳敷が一般的で、下足預かりが常識だったが、顧客層の拡大に比例して店舗を訪れる顧客数が増大したため、下足預かりを廃止して土足入場へ切り替える百貨店が続出した。同時に、三越本店などは、「耐震を主眼として補強し、日本最初の自動扉エレベーター、新式のエスカレーター、換気、暖房、塵埃吸収、オゾン発生衛生的設備、スプリンクラー、自家発電装置」を完備した近代的ビルの店舗となった（鈴木安昭、1980、p.80）。松屋では、神田今川橋から銀座に本拠を移し、1925（大正14）年に7,000総延べ坪の店舗を完成させ、松坂屋上野店も1929年に7,500坪の大店舗として再建された。土地区画整理が遅れていた白木屋も、1931年には10,000総延べ坪の百貨店として再出発した（『白木屋三百年史』、1957、pp.370-372）。

明治後期に百貨店への転身を図った呉服商は近世期から、多店舗による営業を伝統としており、百貨店化を進めていた時期にはすでに複数の都市に店舗を持っていた。関東大震災後に顕著となった大衆化路線はさらなる多店舗化を促し、東京はもとより、それ以外の主要都市にも支店・分店を設ける動きが広がっていった。

三越は1928年に神戸分店を、翌29年には大連・京城出張所をそれぞれ支店へ昇格させ、30年になると銀座・新宿の両支店を開設したのに続き、金沢・高松・札幌・仙台支店を相次いで設けていった。すでに名古屋と東京上野に店舗を持っていた松坂屋は1923（大正12）年に大阪支店を、翌24年に銀座支店をスタートさせた。この後、昭和初年にかけて松坂屋の店舗は東京で拡がり、1931（昭和6）年

表1 百貨店の出張販売回数（時期別・都市規模別）

年次	8千人～1万人	1万人～2万人	2万人～5万人	5万人～10万人	10万人以上	計
1912以前	2	5	1	8	4	20
1913～1917	3	4	2	4	2	15
1918～1922	5	11	3	2	3	24
1923～1927	9	19	25	8	3	64
1928～1932	9	32	19	5	2	67
計	28	71	50	27	14	

出展：堀新一『百貨店問題の研究』（有斐閣、1937年）より。

には14店舗を擁する百貨店へと成長していた。本店を銀座へ移した松屋も同年に、浅草店を設けている(山本武利・西沢保、1999、pp.499-500)。

2) 出張販売による地方進出

関東大震災後に各百貨店がとった顧客層拡大策は、多店舗化・大規模店舗化に止まらず、地方都市への出張販売という方法も生み出していった⁴⁾。

百貨店による出張販売は、明治期にはほとんどが人口5万人以上の都市で実施されていたが、関東大震災後には人口2万人以上の都市にまで及び、昭和期になるとさらに小規模の都市でも実施されるようになった。この間の事情は、百貨店による出張販売回数を都市規模別ならびに年次別に整理した表1に如実に表れており、大正末期から昭和初年にかけて、人口5万人以下の都市での出張販売が急速に比重を高めている。昭和初年には人口2万人以下の都市での出張販売が半数を占めるようになり、百貨店が精力的に地方進出をはかっていった様子がみてとれよう。

出張販売の取扱商品も当初は高級呉服類が主体だったが、大衆化路線の進展に合わせ、徐々に日用品・雑貨・小間物・食料品という品目が加えられていった。出張販売の会場には、その地方の大旅館や劇場、あるいは公会堂・商工会議所・物産館などの公共施設も利用され、地方都市の一般小売商の反百貨店運動は、公会堂等の公共施設使用禁止を市役所に求めるというかたちで表面化するケースも多かった。

百貨店問題が東京などの大都市以外にも、一部の地方都市へ波及した背景には、百貨店のこうし

た地方進出策があったことを見逃してはならない。

3) 商品券の発行

小売商店が商品券を発行し消費者がそれを贈答に利用すること自体は、江戸時代の商品切手から続くわが国の伝統的な習慣であった。菓子切手・酒切手・豆腐切手が多く使用されていたと言われ、呉服商による呉服切手の発行も明治期まで続いていた(鈴木安昭、1980、p.99)。一般小売商と百貨店の対立をめぐる、立法措置によって最初に百貨店を規制したのが、実は商品券の発行についてだった。商品券の大量発行は、言うまでもなく百貨店にとっては重要な顧客確保策であったが、逆に、中小の小売商にとっては大きな脅威と映っていた。

東京の主要百貨店による商品券発行額を示した表2をみれば明らかなごとく、百貨店ごとで発行額に著しい差がありながらも、昭和初年にはいずれも発行額を着実に増加させている。年間1,000万円超の高額に達する三越を筆頭に、各百貨店は盛んに商品券を発行したのであり、それらの合計額は2,000万円を超えるまでになっていたから、1930(昭和5)年には東京市が商品切手発行税をこれら商品券に課すことになり、大阪・京都・神戸も同様の課税に踏み切る事態となっていた。

また、多額にのぼる百貨店の商品券発行は遂には、商品券専門の取引業者を簇生させることになり、1930(昭和5)年の歳末取締にあたり警視庁は、「小売商人中各デパート発行に係る商品券と引換に物品の販売をなすもの増加の傾向あり、取締上甚だ遺憾につき特にこの点に留意取締ること」(『中外商業新報』、1930年12月3日)との指示を

表2 主要百貨店の商品券発行額

(単位：千円)

年次	三越	白木屋	高島屋	松屋	大丸
1926(昭和1)上期	3,245	426	708	1,031	826
下期	5,052	413	734	1,063	
27(2)上期	5,320	378	653	1,228	1,056
下期	5,642	379	665	1,338	
28(3)上期	6,126	378	726	1,538	1,264
下期	6,240	514	724	1,620	
29(4)上期	6,538	589	600	1,766	
下期	6,360	598	649	1,800	
30(5)上期	7,632	624	644	2,170	

出展：鈴木安昭『昭和初期の小売商問題』(日本経済新聞社、1980年)より。

1) 大丸の数値は、各年とも上期・下期を合わせた額。

2) いずれも推定額。

⁴⁾ 百貨店による地方出張販売の実態については、なによりも堀新一(1937)に最も詳細な調査結果が紹介されている。同書のpp.158-196には様々な角度から実施された当時の実態調査の結果が記されている。

出すほどだった。百貨店の商品券が消費者にいか
に浸透していたかを物語っている。

商品券が、一般小売商による反百貨店運動の具
体的対象になった所以である。

4) 食堂と庭園

日本の百貨店はアメリカとは異なり、家族連れで
出かける楽しみの場であった。百貨店を訪れる目的
を日本人がそのように考えるようになった背景のひ
とつに百貨店に設けられた大規模な食堂の存在が
あった。わが国の百貨店で最初に食堂を併設した
のは白木屋呉服店であり、1904(明治37)年のこと
だった。汁粉・そば・寿司を提供する食堂は評判と
なり、その後、他の百貨店も大規模な食堂を兼営す
るようになった。また三越が1907年に屋上庭園を
造ったのを手始めに、池や噴水を備え望遠鏡も配
置した遊園地のような場所を各百貨店が設け、人々
を大いに楽しませたのである。

こうした仕掛けもまた、百貨店が顧客を吸引する
うえでは大きな役割を果たした。

3. ターミナル百貨店の参入

以上のように、徐々に進展しつつあった百貨店の
大衆化を、一挙に推し進め定着させたのは、ターミ
ナル百貨店の出現だった。

1) 呉服店系のターミナル百貨店

後の電鉄系百貨店の先駆けとなった阪急・東横
の両百貨店が昭和初期に営業を開始して成功した
ため、ターミナル百貨店が専ら電鉄会社の手で設
けられたかのように語られることが多い。しかし、
私鉄路線の始発駅に百貨店を設ける動きは、必ず
しも私鉄資本だけが進めたのではなく、呉服店系
百貨店もターミナルへ進出していたことを見逃し
てはならない。

東京では1927(昭和2)年に、新築された京王電
鉄新宿駅の駅ビルを利用して開業した武蔵屋新宿
店が最初のターミナル百貨店とされている。武蔵屋
はこの時期、呉服店から百貨店化しており⁵⁾、呉服
店系として最初のターミナル百貨店であった(『日
本小売業経営史』、1967、p.129)。1931年に東武
鉄道浅草駅にオープンした松屋浅草店もまた、呉
服店系のターミナル百貨店だった(鈴木安昭、1980、
p.83)。

関西では、1930(昭和5)年に高島屋が南海鉄道
難波駅に進出し、大衆化を前面に押し出すため1階
に10銭均一店をもうけるなど、「大衆的雰囲気をも
完全に把握し、当今恐らく関西第一位に押されるほ
ど驚異的な充実を遂げた」と、『大阪案内』に紹介
されている(東出清光、1941、p.288)。1933年には、
阪神電鉄三宮駅の駅ビルに3,000坪のターミナル百
貨店を開店した。

このように、呉服店系の百貨店は新たな顧客層
を開拓しつつ、積極的にターミナル百貨店も展開し
ていた。1933年には、京浜電鉄と白木屋が共同で
京浜品川駅にターミナル百貨店の京浜百貨店を開
設しており、このような呉服店と電鉄双方の系譜を
引く京浜百貨店の誕生は、電鉄系百貨店の進出と
いうよりも、呉服店系百貨店がとった大衆化路線の
延長線上に位置づけられるべきであろう。

2) 電鉄系のターミナル百貨店

1929(昭和4)年に阪神急行電鉄(現阪急電鉄)
が大阪梅田駅に、初の電鉄系百貨店である阪急百
貨店を開業した。阪急百貨店は、1925(大正14)年
に開業した阪急マーケットが母体であり、さらに、
阪急マーケット自体が、その5年前に阪急電鉄本社
ビルの1階に出店した百貨店白木屋の影響を受け
て開業したというから、電鉄系百貨店の動き出しは
かなり早かったことになる(『白木屋三百年史』、
1957、pp.347-349)。ここでも、白木屋の関西進出
が前提となっており、呉服店系百貨店の大衆化路
線と無関係に電鉄系百貨店が誕生したのではない
ことを確認すべきだろう。1936年から37年にか
けては、大軌百貨店・大鉄百貨店(いずれも後の近鉄
百貨店)がターミナル百貨店として相次いで開業し
た。

東京では東京横浜電鉄(現東京急行電鉄)が、
渋谷で経営していた東横食堂をもとに1931(昭和
6)年、渋谷マーケットとして物品の販売を始め、
1934年に東横百貨店を開業したのが電鉄系最初
のターミナル百貨店である。阪急・東横のいずれも
電鉄沿線での住宅地開発と結びついていたことは
言うまでもない。

阪急百貨店の場合、その母体となったのは、阪
急電鉄が1920(大正9)年に駅に設けた食堂で
あった(山本武利・西沢保、1999、pp.47-48)。そ
こで提供されたのは洋食で、特に人気を博したのが5

⁵⁾ 武蔵屋はその翌年に倒産している。

銭の山盛りご飯だったという。客はテーブル上の福神漬けとソースをご飯にかけて食べ、それは通称「ソーライス」と呼ばれていた。そもそもが、そのような大衆的な食堂からのスタートだったのであり、後に百貨店として開業した阪急百貨店もその特徴は、「兎に角、良い品を安く売ることと凡ゆるものが揃ってゐる」(山本武利・西沢保、1999、p.48)こと、および「和洋食、支那料理の大食堂の完備してゐる」ことに定評があった。同時に、基本的な顧客層を「サラリーマン階級の若い人達やいはゆる山の手の沿線居住の新人」と想定した営業を展開していた。かつての呉服店系百貨店が上流階級を顧客層にしたのとは明らかに異なる営業方針であった。

当初の東横百貨店もまた、東横電鉄を利用する沿線住民、特にサラリーマンの便宜を考え、年中無休で午前9時から午後9時まで営業していた。

1940年になって武蔵野鉄道が、その5年前に設けられた京浜百貨店池袋分店を買収することで漸く、東横百貨店に次ぐ電鉄系の百貨店が東京で誕生した(これは菊屋デパートとなり、後に武蔵野デパート、そして現西武百貨店となる)。

このようにみえてくると、わが国における百貨店の動きは概ね、老舗呉服店→呉服店の百貨店化→呉服店系百貨店の大衆化→呉服店系百貨店のターミナル進出→電鉄系百貨店の参入、という経緯であったとみてよい。しかも、呉服店系・電鉄系双方の百貨店が混在するようになる昭和戦前期には、呉服店系百貨店の顧客層は伝統的な上流階級および中産階級であり、電鉄系百貨店が、電車通勤のサラリーマン層を中心とするホワイトカラーを主要な客層としていたことには留意しておこう。

Ⅲ. 経済統制の展開と小売商政策

1. 満州事変と重要産業統制法

1) 金融恐慌時の小売業政策

金融恐慌のなか、憲政会の若槻内閣にかわって成立した政友会の田中義一内閣は、首相経験のある高橋是清を大蔵大臣に据えるという異例の人事を行い、金融恐慌を沈静化させた。

とはいえ依然として内政で未曾有の経済混乱・経済不況を抱える田中内閣は、第一次大戦後の慢性不況で行き詰まっていた商工業対策を立案するため、1927(昭和2)年5月、商工審議会を立ち上げた。同審議会には三つの特別委員会を置き、商業

対策に関しては、「生産、販売、産業金融、貿易通情、運輸通信等」を担当する第三特別委員会の下に設けられた消費経済小委員会で審議を進めることとなった(『商工政策史』第七巻、1980、pp.171-173)。細かな経緯を省いて言えば、この小委員会による「消費経済改善策」には、流通経路の短縮、共同購買機関の普及改善、商品の標準化・単一化、消費の節約など、流通機構を合理化する方向性だけが提示されており、中小小売業者の救済策は何ら示されていなかった。

このような消費経済小委員会の認識は決して特異なものではなく、当時の『東京朝日新聞』も次のような論説を掲載している。すなわち、

「既に小売商の自治的団体にして完備するならば、国家は国民の重要な一階級を形成している小売商人に対し、必要なる積極的保護を加ふることは決して困難でないのである。近時、大資本をもってする百貨店の繁栄については、吾人も又その弊害の大なるものあるを認むるけれども、かの東京における一部小売商の唱へてゐる百貨店に対するボーイコットの如きは労して益なき結果に終るは明らかである」(『東京朝日新聞』、1928年4月26日)

として、中小小売商の共同組織あるいは共同行動こそが有効な解決策であるとの見解を示していた。当時の世論もまた、商工審議会の消費経済小委員会とまったく同様の認識だったのである。

2) 大恐慌と重要産業統制法の制定

田中内閣は、外交面でも対中国政策をめぐる厳しい判断を迫られていた。蒋介石率いる国民革命軍が北伐を目的に中国で北上を続けていたからである。満州に勢力を張る軍閥の張作霖を支援することでそこでの権益を守るという、日本の対中国基本戦略が脅かされ始めたことになる。

このような情勢に直面した田中内閣は、前内閣の方針を転換し対中国積極政策、すなわち対中国強硬路線を鮮明にして遂に、中国の旅順・大連地域(関東州)に駐留していた日本軍(関東軍)を山東省へ派遣した。いわゆる山東出兵である。これ以降、関東軍は暴走を始め、1928(昭和3)年6月には独断で、日本政府の思惑通りに動かなくなった張作霖を、奉天郊外で列車ごと爆殺した。この張作霖爆殺事件について田中首相は当初、厳正な処分を検討したが、軍部の抵抗に遭ったことから曖昧な決着をはかった。国民には真相を知らせぬまま、「満州某重大事件」としてこの事件を扱い、その処

理に一貫性を欠いた田中首相は、天皇の不興を買って総辞職へと追い込まれたのである。

その後を継いだ浜口内閣は外交面では幣原外交の継続、つまり協調路線をとりつつ、内政面では経済界の強力な要請を受けて、第一次大戦中の1917（大正6）年に禁止されたままになっていた金の輸出を解禁した。アメリカでの株価大暴落を契機とする大恐慌が発生した直後の金解禁が、あまりにも急激な不況へとわが国経済を導いたことは、周知の事柄である。

世界大恐慌に巻き込まれた日本経済は、輸出の激減、したがって正貨の大量流失、そして企業倒産と失業者の増大という未曾有の不況に見舞われたから、外交面で対中国問題を抱えながらも、浜口内閣としては緊急の経済対策を打つ必要に迫られていた。

1931（昭和6）年4月に政府は、生産・販売を統制するために協定を締結する場合は政府がそれを保護・助成することを主旨とする、重要産業統制法を制定した。つまりこれは、業種ごとに生産・販売のカルテルを形成するよう促す法律であり（正式名称は「重要産業ノ統制ニ関スル法律」）、「統制」という用語を初めて使用した、わが国初の経済統制法だった。この法律にしたがって政府は重要産業として、綿糸紡績業・絹糸紡績業・銅板製造業・石炭鉱業など、24業種を統制の対象として指定した⁶⁾。

この法律によって民間の経済活動を規制しようという政府の意図は明確だったが、戦争に適合的な経済体制を整えるというよりも、産業界の過当競争を排除することを第一の眼目としていた点で、この後の戦時体制になって発動される経済統制とは大きく異なっていた。重要産業統制法自体は、その制定後に企業合併によって日本製鉄・王子製紙などが誕生し、業界内での競争を抑える効果があった。しかし、重要産業としての指定が24業種に限定されたこと、業界ごとのカルテル結成を促してはいたがあくまで業界の自主規制が基本とされたこと、および、業界の統制協定（＝カルテル）に参加しない企業に対し一定条件の下で政府が参加を勧告できるとする条文（第3条）が、政府の介入を容認する唯一の規定だったことから、政府の権限は限定的であり、統制色は未だ薄かった。同年に公布された工業組合法とともに、当初の経済統制法

は、あくまでも業界の自主規制に重点を置いた、間接統制を構想していたのである。

3) 間接統制から直接統制へ

満州国建国宣言を経て、わが国を取り巻く国際関係がますます厳しくなるなか、1936（昭和11）年には日本が第二次ロンドン海軍軍縮会議を脱退したことに加え、ワシントン海軍軍縮条約も失効し、日本はいよいよ国際社会で孤立を深めていった。

日本国内でも政治情勢は緊迫の度を増していた。

1936（昭和11）年2月26日の早朝、陸軍皇道派（財閥と政府・軍部との癒着を問題視し、腐敗する支配層を排除して天皇を中心とした国民経済の立て直しを標榜するグループ）の青年将校たちが約1,400名の兵を率いて政府首脳らを暗殺する事件が起こった。このいわゆる二・二六事件をきっかけに皇道派は排除され、陸軍省・革新官僚・財閥が連携し軍部の強力な統制の下に総力戦体制を整えるべきだと考える統制派が陸軍内の主導権を握った。これ以降、戦争遂行に必要な重要産業を育成しつつ、財界も取り込んで戦争に適合的な日本経済を作り上げること、つまり軍備拡張を核とする総力戦体制を構築することが軍部の基本方針となった。

こうして日本の経済運営には、戦争遂行を最優先する、戦時統制経済が前面に押し出されてくることとなったのである。

政府はすでにこの前年、1935（昭和10）年に最初の経済統制法である重要産業統制法の改正に乗り出していた。政府が法改正に着手したのは、1931年に制定された同法が5年間の時限立法だったこともあるが、このころから政府が、間接的な経済統制からさらに踏み込んだ直接統制へ移行しようとする姿勢を持ったからでもあった。もともとの重要産業統制法は、カルテルを通じて主要業界の秩序と発展をはかろうという、業界ごとの自主的な統制を基本としていたが、改正法は、産業に対する政府の規制力を強化しており、政府による直接統制を予感させるものだった。この時点で政府が、業界の自主統制と国家による直接統制の両睨みの姿勢を持っていたことは、例えば、1936（昭和11）年5月の衆議院改正重要産業統制法案委員会で小川郷太郎商工大臣が、

⁶⁾ 重要産業統制法についての研究は数多いが、橋本寿朗（1984）および大石嘉一郎編（1987）は是非とも参照すべき文献である。また、『昭和経済史 上』（1994、日経文庫）には重要産業統制法が成立する背景が比較的簡潔にまとめられている。

「自治的統制ノ趣旨ニ依ッテ統制ヲシテ行ケレバ、ソレニ対シテ国家ガ手ヲ添ヘテ助ケテヤラウ、斯ウ云フ大体ノ立前デ、ソレガ又イケナケレバ国家ノ色々ナ国家統制トデモ申シテ宜イヤウナモノニ行ク、是ガ丁度今日ノ日本ノ産業ノ発達ノ程度ニ適ッタモノダト思フノデアリマス」⁷⁾と述べたことから十分に窺える。

改正法の主要改正点は、カルテルへの非加盟業者(アウトサイダー)に対する規制命令権を強化したこと、およびいわゆる公益規定を強化したことである。すなわち、もともとの重要産業統制法第二条では単に、

「主務大臣前条ノ統制協定ノ加盟者三分ノ二以上ノ申請アリタル場合ニ於テ当該産業ノ公正ナル利益ヲ保護シ国民経済ノ健全ナル発達ヲ図ル為特ニ必要アリト認ムルキハ統制委員会ノ議ヲ経テ当該統制協定ノ加盟者又ハ其ノ協定ニ加盟セザル同業者ニ対シテ其ノ協定ノ全部又ハ一部ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得」

となっていたが、改正法ではさらに第二条ノ二として、

「特ニ必要アリト認ムルキハ統制委員会ノ議ヲ経テ其ノ命令ノ効力ヲ有スル期間ヲ限り当該産業ニ於ケル企業ノ新設又ハ生産設備ノ拡張ニ付命令ヲ以テ許可ヲ受ケシムルコトヲ得」

との条文が加わり、アウトサイダーへの規制命令を発動する際、企業の新設・拡張を政府の許可制とすることが可能になっていた。それまでの、業界による自主統制からさらに踏み込み、カルテルへの非加盟企業を許認可権によって政府がコントロールできる内容へと変更されたのである。また、改正前の公益規定は、

「統制協定ガ公益ニ反シ又ハ当該産業若ハ之ト密接ナル関係ヲ有スル産業ノ公正ナル利益ヲ害スト認ムルキハ統制委員会ノ議ヲ経テ其ノ変更又ハ取消ヲ命ズルコトヲ得」

という一般的な内容だったが、それを

「生産若ハ販売ノ数量、販売価格若ハ之ニ影響ヲ及ボスベキ取引条件ガ商品ノ円滑ナル供給ヲ妨ゲ

又ハ不当ニ価格ヲ騰貴セシメ若ハ価格ノ低落ヲ阻止シ其ノ他当該産業若ハ之ト密接ナル関係ヲ有スル産業又ハ一般消費者ノ公正ナル利益ヲ害スト認ムルキハ統制委員会ノ議ヲ経テ其ノ変更又ハ取消其ノ他公益上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得」と改正し、政府が、より具体的に取り締まることができるようにしたのである。

これらの改正点はいずれも政府による統制の強化が意図されており、政府の基本方針が、業界主導の統制すなわち間接統制から、政府による直接統制へと移行しつつあったことを示している。実際、重要産業統制法が改正されると同時に自動車製造事業法が公布され、それ以降、人造石油事業法(1937年)、製鉄事業法(37年)、工作機械事業法(38年)、航空機製造事業法(38年)、造船事業法(39年)、軽金属製造事業法(39年)、有機合成事業法(40年)、重要機械製造事業法(41年)という具合に、政府が各産業分野を直接に統制するための法律が次々に制定されることとなるのである。

本論が主題とする百貨店法が施行された1937(昭和12)年の翌年には、国家総動員法が制定されたのであり、経済分野での規制がまさに間接統制から直接統制へと以降しつつある時であったことに留意する必要がある。

2. 小売商政策の展開

1) 同業組合による統制と百貨店の除外規定

わが国で商工業者の組合が法的根拠をもって成立したのは、1884(明治17)年の同業組合準則まで遡る⁸⁾。そもそもは製品の粗製濫造を防止するために商工業に関する同業組合を設けようとしたもので、それが翌年の蚕糸業組合準則に発展し、最重要輸出品である生糸の組合統制が効果を発揮した。かかる組合規制を主要輸出品へ広げようとした政府は、1897(明治30)年に重要輸出品同業組合法を制定し、さらにその後継法である1900年の重要物産同業組合法によって規制・統制の対象範囲を輸出品以外の製造・販売業者へと拡大したのである。第一次世界大戦後の慢性不況期には、中小企業対

⁷⁾ 帝国議会貴族院および衆議院の本院議における発言は、『帝国議会誌』(東洋文化社)による。貴族院委員会の質疑は『帝国議会貴族院委員会速記録 昭和篇』(東京大学出版会)、衆議院委員会の質疑は『帝国議会衆議院委員会速記録 昭和篇』(東京大学出版会)の各巻からの引用である。また、各衆議院議員の所属会派は、『議会制度百年史』(1990)に依拠しており、各議院・政府委員・大臣等による議会での発言および会派等については、煩雑さを避ける意味で以後の脚注・出典は省略する。

⁸⁾ 準則組合とは、1884(明治17)年に公布された農商務省達第三七号(同業組合準則)に基づいて設置された同業組合を指し、法律に準拠したわが国初の同業組合だった。なお、準則組合について詳しくは、『商工政策史』第十一巻pp.17-19を参照されたい。

策が重要視されるようになり、1925（大正14）年には重要輸出品工業組合法・輸出組合法が制定され、これがアウトサイダー規制を盛り込んだ「最初の強制カルテル法」（『商工政策史』第十一巻、p.25）と位置づけられている。

このように、明治期から大正期にかけての経済統制は主に、輸出品に関わる商工業のみを規制・統制することが主眼であり、一般の中小商業者については、重要物産同業組合法にもとづく同業組合がほぼ唯一の統制組織だった（『商工政策史』第十一巻、pp.20-25）。

重要物産同業組合法自体が重要輸出品同業組合法を前身としていたため、この同業組合の主たる目的は輸出品の粗製濫造を防ぐことにあり、したがって組合の規制・統制は、営業上の弊害取締りに関わって、産業行政を補完する範囲に限られていた。

同法にもとづく同業組合は、文字どおり重要物産に関わる生産・販売の同業者による組織であり、地区内の同業者3分の2以上の同意があれば設立できることになっていた。定款を定めて主務大臣の認可を得なければならないのは言うまでもないが、重要なのはこの同業組合が強制加入制度をもとに成り立っていたことであり、さらに注意を要するのは、主務大臣が認めれば加入を免除するとの規定があった点である。すなわち、その第四条は、

「同業組合設置ノ地区内ニ於テ組合員ト同一ノ業ヲ営ム者ハ其ノ組合ニ加入スヘシ但シ営業上特別ノ情況ニ依リ主務大臣ニ於テ加入ノ必要ナシト認ムル者ハ此ノ限ニ在ラス」

となっており、いったん同業組合が設立されれば設定された組合の地区内で同業を営む者はすべて強制的に加入しなければならないとの規定であったが、その一方では但書として、加入を免除する例外規定を設けていた。実際、この例外規定に則って同業組合に加入しない百貨店があったのである。

大正中期以降、この法律の完全実施、すなわちすべての百貨店の強制加入を求める中小小売商の運動が起こり、特に金融恐慌後の1927（昭和2）年以降にその運動は激しさを増していった。

実はこの条項の適用をめぐる、百貨店と同業組合との係争、具体的には百貨店と中小小売商との間で数多くの訴訟が起こっており、いずれも中小小売商側の主張が認められて百貨店側は敗訴を重ねていた（宮本又次、1954、p.349）。大正中期以降、このような訴訟は数十件に昇った。百貨店を組合に

加入させ、組合による統制を通じて百貨店の営業を規制しようというのが中小小売商側の狙いだったから、1928（昭和3）年に入り中小小売商の諸団体は、法律の主旨どおり百貨店の強制加入を実現するよう商工省に要請した。

一方、中小小売商との摩擦を回避するため同業組合に加入する百貨店もあったが、すでに1924（大正13）年に百貨店協会が設立されており、百貨店による同業組織があること、および重要物産同業組合法に準拠して取扱い品目ごとに同業組合に加入すればそれぞれに異なる規制を受けることになり、百貨店としての営業が現実には不可能になることを理由に、百貨店協会は強制加入の適用除外規定の正式発動を商工省へ申請した。やはり、1928（昭和3）年のことだった。

百貨店側からの申請を受けた商工省は最終的に中小小売商側の要請を退け、六大都市の百貨店については同法第四条の適用を除外することを正式に決定した。白木屋・松屋・松坂屋・高島屋は実際に同業組合を脱退している。これに対し、中小小売商団体は猛烈に反駁した。同業組合の連合組織である東京実業組合連合会は商工省を相手取り、行政訴訟に持ち込む決定をしたのである。その際、東京実業組合連合会が掲げた理由は、異種の商品を取り扱っているため複数の同業組合に加入している小売商にも組合脱退の権利を与えるべきこと、百貨店の特殊性を考慮した商工省の理由が不明確であること、以上の2点であったが、商工省は、東京実業組合連合会の示した理由では行政訴訟法に適用条項がなく、そもそも行政訴訟権がない、として却下した。商工省が百貨店と中小小売商との狭間に立ち、苦悩を重ねた経緯は様々に記録として残っておりここではその点には触れないが、その際に中橋商工大臣が示した見解には、後の商業組合法へつながる芽がはっきりと見えていた。

すなわち、百貨店を同業組合から除外したからといって

「中小商工業者をこのまゝ放任圧迫しようといふのではなくその發達助成については商業政策の範囲外にあって行政上別個の施設として考究すべき」（『東京朝日新聞』、1928年6月6日）。

であると述べていたのである。

2) 商業組合による統制

「中小商業者の困窮は殊に甚だしくございまして、（中略）是が根本的政策と致しましては、新た

に中小商業者に適切なる組合制度を立てまして、以て各種の経済的共同施設を致さしむることが出来るように致しまするし、組合の強固なる統制の下に相互の規律協調を維持せしめまして、又金融流通の機関たらしむることが、現下の中小商業者の窮状を打開致しまして、其自力更生を図るに最も緊急なる方策なりと認めました次第でございます」。

以上は、第六十三帝国議会衆議院本会議(六十三議会の会期は1932年8月23日～9月4日)での、中島久万吉商工大臣による商業組合法案の提案主旨説明の一部である。政府は、「組合の強固なる統制の下に」「中小商業者の窮状を打開」することを目的として、商業組合を設立するための法律を新たに制定しようとの意思を明確に示した。つまり、商業組合もまた重要産業統制法と同様に、業界の自主統制を基本原則としていたのである。なおこの時、中小小売商対策として政府は、もうひとつの重要法案である商工組合中央金庫法案を提出していたが、本論の主旨からはややはずれるので商工中金問題は、ここでは割愛する。

商業組合法案は1932(昭和7)年に成立し、同年10月から施行された。新たにスタートした商業組合の目的は、基本的には営業上の弊害を除去することにあり、その点は同業組合とほぼ同様に、強力な統制は想定されていない。また、共同事業については、商業組合のそれは同業組合以上に広い範囲で認められていた。同業組合の共同事業は、検査・統制・調査に限定されていたが、商業組合ではそれ以外に、共同仕入・保管運搬・金融など営利事業を共同で実施することが可能となっていた。この時期、農家による産業組合が共同事業を幅広く展開しており、政府はその小売商版を構想していたことは明らかであり、中小小売商による共同事業、それも営利の共同事業を核に、中小小売業の立て直しを図ろうとしていたのである。

商業組合が同業組合と大きく異なっていたのは、「商業」組合の名称が示すとおり、商業者のみで組織される点である。同業組合では生産者(工業者)と商業者が同一の組合に加入していたため、往々にして工業者と商業者の利害が対立することは、比較的早い時期から指摘されていた。例えば、第五十帝国議会の三土農商務政務次官の次のような発言はその点を明瞭に吐露している。

「(前略) サウナリマスト製造業者トソレカラ問屋商人、是等ト全ク利害ガ相反スル場合ガ出来テ来ルノデアリマスカラ、ドウシテモ一致共同ガ出来ナイト云フコトニナル」

このような事情が背景となって、生産過程まで踏み込んだ共同事業の導入が進まない状況が生まれていた。もともと重要物産同業組合法は重要輸出品同業組合法を発展させたものであるため、輸出品の粗製濫造を防止することを念頭に、同業組合による統制を構想していた。商業組合法の成立は、単に中小商業者の救済という視点からのみ理解するのではなく、商業と工業の利害対立、より具体的には生産業者と流通業者それぞれによる自主統制を実現する過程として把握さるべきなのである。実際、1932(昭和7)年に商業組合法が施行される前年、ひと足先に工業組合法が施行されていた。

商業組合法の成立に際し最も大きな論点になったのは、いわゆる同業組合との競合問題だった。1931年の第五十九帝国議会(実際の議会会期は1930年12月24日～31年3月27日)で成立し、商業組合法に先行して施行された工業組合法には、工業組合又はその組合員は同業組合に加入せずあるいは同業組合を脱退することができる、との条文があった。そもそも重要物産同業組合法にもとづく同業組合は、強制加入を重要な存立基盤としていたから、工業組合と同業組合が併存し、しかも同業組合への加入を任意とする工業組合法の規定は、

表3 商業組合の動向

年次	組合数	組合員数
1932(昭和7)	5	818
33(〃 8)	265	30,148
34(〃 9)	593	64,049
35(〃 10)	887	82,807
36(〃 11)	1,197	103,904
37(〃 12)	1,653	138,256
38(〃 13)	1,832	155,854

出展：松浦誠之『商業組合の経営』(巖松堂書店、1936年)より。

- 1) 1938年は4月末の数値、他は年末の数値。
- 2) 組合員数の単位は人。

同業組合にとっては死活問題だった。従来の同業組合を崩壊させかねない規定だったのである。事実、工業組合法の審議過程で、

「本法（工業組合法－筆者注）ニ依ツテ設立セラレタル組合又ハ其加入者ハ、其営業ニ関スル重要物産同業組合法ニ依ル同業組合ニ加入セズ又ハ之ヲ脱退スルコトヲ得トアル、（中略－筆者）随テ此法律ガ出来タ為ニ、重要物産同業組合ト云フモノハ組合ノ人数ガ段々減ツテ行ク、之ニ加ハル者ガ無クナツテ行キハセヌカ」

との質問に対し吉野商工省工務局長は、

「工業ニ関スル限りハ工業組合が段々盛ニナレバ同業組合ハソレダケ減ルデハナイカ、其礎ガ危クナルデハナイカト云フ御尋ニ対シテハ、其通リト申スヨリ外仕方ガナイノデアリマス」

と答弁している。同業組合と工業組合が併存する結果、同業組合が衰退することもやむを得ないとして、工業組合を優先する意思を明確に述べていた。

商業組合法案も実は、工業組合法案とともに1931年の議会に提出される予定になっていたのだが、商業組合法にも、同業組合からの脱退とそれへの非加入を容認する条文があったことから、同業組合の連合体である実業組合連合会が大会を開き反対の決議を行うなど、同業組合側からの猛反対運動が起こった。そのため政府は、31年の議会への商業組合法案提出を断念し、同業組合への強制加入制度を残したままの法案を、翌32年の第六十三議会へ提出して成立させた経緯があった。

こうして小売業者は準則組合・同業組合・商業組合という3種類の統制組織を持つに至り、とりわけ商業組合は表3に示されるように、急速に拡大していった。

同業組合とは異なり商業組合の統制力が及ぶ範囲は組合員のみだったが、それでもなお統制が徹底しないケースも多々あったごとくである。商業組合は業種別かつ地区別の組合であり、通常は、

表4 東京府下商業組合の統制内容

	卸	小売	卸小売	その他	合計
検査	4	7	1	2	14
価格	14	39	5	11	69
規格	1	12	1	1	15
営業方法	9	17	4	8	38
その他	10	19	4	8	41

出展：東京市商工輸出組合協会編『東京都下の商業組合』（1937年）

1) 表中の「価格」には販売と購入の双方が含まれる。

卸・小売・卸小売・その他、の区別があった。したがって、業種ごとに中小商業者と大企業が混在していたから、その意味で、統制の実効がどの程度あったかについては大いに疑問が残る。ただし、本論が扱う百貨店については、例外的に全国を1地区とする日本百貨店商業組合が組織されており、中小小売商が目論んだ組合による百貨店規制は、商業組合を以てしてもなお実現することができなかったことになる。

商業組合創設の目的のひとつである共同事業がどの程度展開したかを示す興味深いデータがある（松浦誠之、1936、pp.27-30）。1936年末に調査対象となった1,037組合のうち、共同仕入（包装荷造材料を含む）事業を計画していた組合は全体の96.6%、資金貸付・預金受入75.2%、商品の共同保管73.4%、共同運搬64.9%、共同の指導・研究・調査59.6%、その他66.4%、という結果が残っている。あくまで事業計画なので、どの程度実行に移されたのかは不明だが、商業組合の共同事業はそれなりに機能したと見てよいだろう。

商業組合のいまひとつの柱である統制事業はどうだったろうか。1936（昭和11）年末の東京府下商業組合の統制事業を調査した結果によると、表4にみられるように、商業組合では、商品価格に関する統制および営業時間を中心とする営業方法の統制が主体であり、それ以外では「その他」に分類される従業員に関する統制も比較的多かった。大枠では、価格統制を含めた営業統制を実施する組合が圧倒的に多かったことになる。

3) 中小小売商の経営難

第一次世界大戦を契機にわが国経済は未曾有の好景気を経験したが、それは多分にバブル的で底の浅い景気だったことから、ヨーロッパの戦後復興が進むにつれて日本経済は苦境に立たされることになった。周知のように、1920（大正9）年の株式

表5 個人消費支出の動向

(単位：百万円)

年次	個人消費支出	%	国民総支出
1910(明治43)	2,967	75.5	3,925
15(大正4)	3,616	72.5	4,991
20(〃 9)	11,326	71.3	15,896
25(〃 14)	12,740	78.4	16,265
30(昭和5)	10,850	74.0	14,671
35(〃 10)	12,668	69.2	18,298
40(〃 15)	20,290	55.1	36,851

出展：大川一司他『長期経済統計1 国民所得』より。

表6 個人消費支出の内訳

(単位：百万円)

年次	食料費	被服費	住居費	光熱費	雑費	合計
1910 (明治43)	2,060 (61.3)	311 (9.3)	326	118	544	3,359
15 (大正 4)	2,268 (59.9)	348 (9.2)	377	159	632	3,784
20 (〃 9)	7,299 (61.7)	1,473 (12.5)	754	543	1,748	11,817
25 (〃 14)	7,843 (59.0)	1,353 (10.2)	1,422	502	2,156	13,276
30 (昭和 5)	6,057 (53.5)	1,101 (9.7)	1,549	494	2,124	11,325
35 (〃 10)	6,575 (50.3)	1,671 (12.8)	1,534	559	2,742	13,081
40 (〃 15)	9,955 (48.9)	2,247 (11.0)	2,656	916	4,584	20,357

出展： 篠原三代平『長期経済統計6 個人消費支出』より。

1) 食料費・被服費の()内は合計に対する割合。

暴落をきっかけに戦後恐慌が発生し、この恐慌から抜け出せないまま関東大震災による大打撃を受けることとなった。こうして日本経済は、長く暗いトンネルに入ったまま、日中戦争・太平洋戦争へと突き進んでいったのである。

当然のことながら、大正末期から昭和初年にかけてのこのような経済動向が、国内の消費を冷え込ませ遂には商業の不振、したがって中小の小売商を苦境に立たせたことは、想像に難くない。だが、小売商の経営不振を端的に示す数値データは意外に少ないため、ここでは、以下の二つの指標によってこの時期の小売商の経営難を確認しておきたい。

表5は、1910 (明治43) 年～1940 (昭和15) 年のわが国国民総支出額と個人消費支出額を示している。第一次世界大戦期に国民総支出・個人消費支出ともに飛躍的な伸びをみせた後、関東大震災 (1923年) あたりを境にともに停滞ないしは減少に転じていることがわかっていく。このような全体額によってもある程度は、小売商の経営が困難を極めたであろうことは容易に推察されるが、これを、国民総支出に占める個人消費支出の割合によってみると、事態は一層明瞭になる。すなわち、個人消費支出は1925年の78.4%をピークに減少に向かい、1940年には55.1%にまで落ち込み、個人消費の減

退は目を覆うばかりである。小売商が経営的に成り立たない状況に入ったことは疑いようがない。

さらに、個人消費の内訳を表6によって確認すれば、一般的な小売業の販売品目として大きな比重を占める食料費と被服費のうち、最大の割合を持つ食料費は、関東大震災以降に著しくその比重を低めていることが判明する。食料費ほどではないが、被服費もまた漸減傾向にあり、食料や衣料といった日常品の消費が抑えられていった様子が明確に表れている。この側面でも、中小小売商の経営難は到底否定し難い。

以上のような全般的な経済環境の悪化、具体的には一般的な消費の冷え込みによって深刻な経営不振に陥った中小小売商にさらに拍車をかけたのが、跡を絶たぬ小売業への新規参入だった。1928 (昭和3) 年4月26日付の『東京朝日新聞』の論説は以下のように述べている。

「東京市の調査によると、市中小売商人は六世帯につき一軒といふ過多の比率に上つてをり、(中略) 全国において約二十世帯に付一軒といふ。(中略) その営業の困難なるは、同業者の数が余りにも多過ぎることである (後略)」

また、1929年の東京市役所「中小商工業者問題に就いて」と題する一文は、

「東京市には四軒に一軒の割合で小売りがあって、

表7 小売商の廃業動向 (東京府5郡の54町村)

年次	廃業数	廃業率
1926 (昭和 1)	5,831	14.0%
27 (〃 2)	7,767	15.2%
28 (〃 3)	8,361	14.0%
29 (〃 4)	8,867	13.4%
30 (〃 5)	10,378	14.1%

出展：『東京府下五郡における小商業者の現在並其開業状態に関する調査 (1931年) による。

- 1) 小売業と卸売業の区別はない。
- 2) 廃業率は現在数に対する割合。
- 3) 原史料は東京府学務部社会課の調査結果。

これがどんなに勞苦し奮闘したとしても、現在のままでは共喰いのあさましい無惨な結果を招致する外たどる可き道のない事は実に明白な事である故、小売りを救うには小売り自身の大同団結に依って且つ小売りの精選に依って、救うより外に道はない」

と、より厳しい認識を示していた。

さらに、1931年の東洋経済新報社『日本経済年報』第六号は、

「小売商そのものの本質が技術と大資本を必要とせず、極めて手軽に営まれる結果、幾許かの資金を有する失業者（之にはかつての俸給生活者、熟練工等を含む）及び事業の破綻、縮少を余儀なくされた人達等の最後の安住の地をこゝに得んとする」

と述べ、比較的小資本で手っ取り早く開業できる小売業が不況期による失業者の受け皿になっていることを指摘していた。1930年の国勢調査の結果によれば、店舗を構える一般的な小売商に加え、実際には、32万人の露天商・行人・呼売商人が確認されている。さらには、1920年～1930年の10年間の労働人口推移をみると、この時期に60歳以上の男子労働人口が商業においてのみ増加しており、これは老齡労働力の引退が増加して商業へ流れ込んだことが反映しているという（鈴木安昭、1980、p.67）。

その結果として、昭和初年には小売商の廃業数が急速に増加していった。東京府下の5郡（東京市に隣接する荏原郡・南豊島郡・北豊島郡・南足立郡・南葛飾郡で、間もなく東京市と合併することになる地域）について東京府学務部社会課が調査した小売商の動向から、廃業に関する部分を抜粋したのが表7である。

この地区の小売商廃業数は1926年の5,831件から急速に増加し、4年後の1930年には1万件を超えるまでに悪化している。いわゆる共倒れであった。ただし注意を要するのは、この数年間が、東京での郊外化が進展したためこの地域が極めて急速な人口増加を記録した時期にあたっていることである。したがって小売商の現在数も急速に増加していたから、現在数に対する廃業数を割り出した廃業率にはあまり変化がない。しかし、その事情を勘案してもなお、表に示された廃業の絶対数は当時の小売商の苦境を示して余りある。小売商問題が

重大な社会問題にならざるを得ない一端を示していよう。

やはり当時の東京の現地調査を記録した史料には、

「百貨店の進出前後から今日まで閉業せし呉服店は日本橋より新橋間に約十五軒、日本橋より神田萬世橋の間に約八軒あり、之等はいずれも普通の呉服太物一般の店であったと。現在上野から品川迄九軒の間に僅かに十七軒しかないことを思えば、萬世橋から新橋の間に閉業せしものが二十三軒あることは顕著な減少と言わなければならぬ。（中略）百貨店進出の犠牲であると言う」（鈴木安昭、1980、p.257）

との結果が掲載されている⁹⁾。小売商数の過多とともに、東京の中心部では、百貨店の影響で多くの呉服店が廃業に追い込まれていたことを語っている。

4) 不況期の百貨店

前述のごとく、大正末期から昭和初年にかけての不況期に、事実上の百貨店となっていた主要呉服店は名称から呉服店を除き、名実ともに百貨店としての営業を活発化させていた。しかも、この不況期に新規参入の百貨店が相次いだことも既に示したとおりである。百貨店の数は（百貨店商業組合加盟百貨店と未加盟の有資格百貨店）、1913（大正2）年に8店だったものが1920年には15店、さらに26年に22店、31年には35店との調査結果となっている（向井鹿松、1938、pp.138-139）。

第一次大戦後のほぼ10年間、各百貨店は様々な営業手法を駆使することで、実は、好調な営業成績をあげていた。本論の主旨との関連で言えばここでは、昭和恐慌期にあっても各百貨店はそれほど業績を低下させなかった事実に注目しておく必要がある。三越の1930（昭和5）年度上期営業報告書には、「一意奮励只管時勢に適應せる施設を怠らざりし結果、甚しき不成績に陥らざりしは切めてもの幸なり」との記述がみられる（松田慎三、1939、pp.156-157）。高島屋でも、「当期の売上は前年を凌駕するの好結果を収めたり」（1929年度上期）、「売上高においてはここ数期に比して遜色なきを得たり」（1930年度下期）など、不況の影響を受けながらもそれなりに満足できる営業を続けていたことが見てとれる（『高島屋百三十五年史』、1968、

⁹⁾ 本論では鈴木安昭（1980）から引用したが、その原典は向井鹿松（1941）である。

p.110)。1929～31(昭和4～6)年の払込資本金に対する平均利益率で見ても、松屋24%、三越20%、高島屋13.5%、大丸13%、最も低い白木屋でも9%となっており、それなりの営業状態を保っていたことがわかる(『会社かゝみ』昭和七年版、pp.343-349)。

このような事情もあり、中小小売商は苦境の原因の一端を百貨店に求め、激しい反百貨店運動を巻き起こすことになるのである。その際、中小小売商側が停止や実現を要求し、また社会的にも取り上げられた個別の百貨店問題とは、具体的には、同業組合加盟問題・出張販売問題・不当廉売問題・商品券問題であった。

このうち、同業組合への加盟問題・出張販売問題・商品券問題を除き、不当廉売問題とは、単に商品を安価に販売するのではなく不正品の廉売、例えば店ざらし品や傷物あるいは舶来品模造品や代用品を安価に販売することを指す。極端な場合、百貨店は一般小売商の仕入価格よりも安い価格で商品を販売することもあり、それもまた不当廉売として非難されていた。この点について『中外商業新報』(1930年8月13日)は、

「普通なら一円五、六十銭で売る品をそのデパートでは八十銭で売ろうとし、(中略)売場に出して見た、(中略)デパート自身でも不思議に思ふほどの売れ行きだったが、(中略)同業の小売店が買ひ占めていったことが判明した。つまり小売店とすると、問屋から買へば到底八十銭では手に入らない」

という、笑うに笑えないケースを伝えている。

IV. 百貨店規制法の立法過程

1. 商品券の規制

1) 東京商工会議所の商品券規制建議

金融恐慌後の混乱が続くなか、同業組合に取り込むことで百貨店の営業を規制しようとした中小小売商の運動は、法律の厳格な適用を渋る商工当局の判断によって挫折したが、その翌年1929(昭和4)年に早くも中小小売商団体は、百貨店の不当廉売問題と商品券問題を取りあげてその規制を商工省に要請した。ここでは、規制するための法律が制定される事態となった、商品券問題を中心に検

討を加える。

1929年5月、東京呉服太物商同業組合が百貨店の不当廉売と商品券濫発への反対を決議し、当局への働きかけを東京商工会議所に要請した¹⁰⁾。東京商工会議所はすぐさま商業部会でこの問題を取りあげた。その結果、不当廉売については、その基準を明確に定めることが困難であるとの理由から、審議を商品券問題に絞ることとした。ところが、一旦は商業部会が、小売商救済策の一環として共通商品券の発行許可を当局に建議することを決定したにもかかわらず、役員会での議論は二転三転し、遂には百貨店の商品券発行を禁止することが最も有効だとの意見にまとまりつつあった。連合委員会での審議事項となったこの問題に対し小売商側は、百貨店の商品券が中小小売商の顧客を奪っていること、担保制度のない商品券発行が百貨店倒産の際に消費者に大きな損害を与えること、および多額に上る商品券の発行はあたかも貨幣と同様の存在となり、貨幣類似取締法に抵触するのではないかと、この主張を繰り返した。

一方、百貨店側の主張は、商品券はわが国の贈答習慣に根ざしており、国民生活にも浸透している。いまさら商品券発行を禁止することは時代に逆行する、百貨店の商品券発行に制限がないことが危険だというならば、発行額に応じて一定の担保を導入することを考慮してもよい、というものだった。最終的に東京商工会議所は、条件付きの商品券発行禁止(発行禁止が困難な場合は、発行の取締規定を設ける)という極めて曖昧な建議を商工大臣に提出することとなったのである。以下が建議の抜粋である。

「抑々百貨店の商品券は単一の商品の預り券と異り、流通上共通商品券以上に紙幣類似の実質を備ふるものなるに拘らず、政府はこれに対し発行流通に関して何ら制限若しくは安全保障をもなさず、ひとり共通商品券の発行を禁止するが如きは、百貨店の勢力に圧倒されつゝある小売商に対し、政府は更に制肘を加ふるものである。(中略)万一政府が商品券発行の禁止を困難とする場合においては、少くとも一般に商品券発行に関する取締規定を設けて、商品券の発行を認むる場合、商品券の額面、発行限度、発行に対する保護方法等に関する厳格なる制限をなすことを至当とする」(『商工政策史』第七巻、pp.169-170)

¹⁰⁾ 特に断らない限り、東京商工会議所および日本商工会議所による建議等については、『商工月報』(東京商工会議所)・『経済月報』(日本商工会議所)の各号による。脚注の煩雑さを避けるため、個々の詳細な出典は省いた。

以上の経過は、大資本と中小業者が混在するなか、大企業の影響力を無視することができないという、東京商工会議所が一貫して持つ性格を如実に物語っている。すでにこの時期には大資本、特に大製造企業が自らの利害を貫徹する場を商工会議所から別団体へ移しつつあったとはいえ¹¹⁾、東京商工会議所に限らず、大企業が本拠を置く大都市部の商工会議所が決して中小商工業者の結集体とはなっていないことの現れである。わが国商工会議所の歴史的性格に関わる重要な論点を提示している。もっとも、この時期の東京商工会議所は未だ、大商業資本である百貨店にとってはその利害を反映させる重要な場であった。

2) 百貨店協会の自制声明

東京商工会議所をはじめとする商工会議所勢力からの要請に対し、商工当局は規制に関し、決して積極的な姿勢を示すことはなかった。商工省はこの時期、個別の営業内容規制には消極的で、商業組合を通じて中小小売商の経営立て直しを図ろうとしていた。ところが、東京商工会議所の商品券反対運動は意外なかたちでの規制につながっていった。

商工省が商業組合法の成立に向けひた走っている間隙を突くかのように、1929(昭和4)年12月に東京市会が商品切手の発行に課税することを決議したのである。慌てた百貨店協会は、

「世人のいふが如く百貨店は商品券によって決して巨大な利益をうけているのではなく、かえって損を招いている実状にある」(『中外商業新報』、1930年2月9日)

との反論を試みたが、東京市は東京市特別税条例を改正し、特別税に商品切手発行税を加え、1ヶ月の商品切手発行高が1,000円以上の営業場ごとに発行高の1%を課税することとした(後に2%)。30年7月には大蔵省の認可を得たうえで、8月から実施したのである。大阪・京都・神戸・名古屋も東京市と同様の課税を実施していった。大阪の場合は、大阪市と大阪府の双方が課税を実施したため、合計で2.15%の課税率となっていた(水野祐吉、1940、pp.349-360および小林行昌、1937、pp.343-367)。

こうして百貨店を取り巻く情勢が徐々に厳しさを増すなか、百貨店間の競争も一層激しくならざるを得なかった。その結果が、出張販売、支店増設、売

場拡張、特売、おとり営業、無料配達の拡大、無料送迎などの顧客誘致策であり、それがまた中小小売商からの百貨店批判が一段と強く燃え上がることにつながっていった。百貨店と中小小売商をめぐりこのような状況が続くなか、日本経済行き詰まりへの憤懣が吹き出すかのように、1931から32年にかけて陸軍青年将校によるクーデター未遂事件や血盟団事件が起こり、遂には、海軍青年将校の一団が首相官邸に押し入って犬養首相を暗殺するという事件(五・一五事件)が発生した。政財界を恐怖に陥れた一連のテロを契機に、政治面では軍部の台頭が日本の政党政治に終止符を打ち、満州事変の勃発も相まって、経済面での統制が全面に出てくるのである。

この頃から各政党が中小小売商と百貨店との対立問題を取りあげ、政府に有効な対策を講じるよう要求し始めていたし、東京商工会議所もそれまでよりさらに踏み込んで百貨側に営業の行き過ぎを警告するようになっていた。あらゆる局面で行き詰まった経済状況を反映し、1932(昭和7)年には臨時議会が3回(いずれも会期は極めて短期)召集され、通常議会と合わせて4回の議会が開かれた。そのうちのひとつ、8月召集の第六十三帝国臨時議会に百貨店を規制するための法案が提出されるのではないかとの見通しをマスコミが報道した(『東京朝日新聞』、1932年7月26日)。百貨店協会はすぐさま、百貨店自らが営業を規制する、いわゆる自制協定を締結するので法案の提出は見合わせて欲しい旨の陳情を、中島商工大臣に対して行った。未だ直接統制には消極的だった商工省はこれを受け入れ、百貨店協会は同年8月11日、百貨店側の全面譲歩ともいえる自制声明を発表した。経済界が、横行するテロを強く意識するようになった象徴的な出来事である。

その中味は、

「一、出張売出ヲ行ハザルコトス

二、商品券ニ付テハ当局ノ指図ニ依リ供託等適当ナル措置ヲ講ズルコトス

三、支店分店ノ新設ハ当分ノ内之ヲ行ハザルコトス(攻略)

四、所謂囤政策ノ如キ廉売方法ヲ採ラザルコトス

(中略)

八、商業組合法制定アリタルトキハ百貨店商業

¹¹⁾ この時期、大製造企業は日本工業倶楽部を組織し、それを財界活動の主舞台にしつつあった。この点について詳しくは竹内壯一(1977)を参照されたい。

組合ヲ設立シ法規ニ依ル統制ヲ行フコトス」
とされているように、中小小売商のほとんどの要求を呑んだ内容だった。しかし政府は、この声明の中で百貨店協会が唯一明確な措置を表明していなかった商品券問題については、その発行規制を法制化する方針を表明し、第六十三帝国議会へ法案を提出したのである。

もっとも、第六十三議会へは、議員立法の法案として百貨店法も提出されたが、それは成立には至らなかった(後述)。

3) 商品券取締法の審議経過

第六十三帝国議会の衆議院本会議において中島久萬吉商工大臣は、商品券取締法案の提案理由について、

①百貨店による商品券発行が中小商業者の営業を圧迫しているため、その弊害を除去すること、
②商品券所有者の利益を守る法整備が必要なこと、
の2点をあげた。法案に盛り込まれたそのための措置は、商品券発行額の3分の1相当の国債供託を義務づけることであった。これによって商品券所有者の損失を予防し、同時に無制限の発行を抑止しようとの意図を鮮明にしていた。前述のごとく、政府が百貨店の営業全体を規制する法案(百貨店法)を提出する準備を進めていたとの新聞報道もあり、衆議院での法案審議に際しては、商品券のみの取締法ではなく百貨店法を制定すべきであるという意見や、法案に示された商品券取締では手ぬるいのではないかという意見が相次ぐこととなった。以下、それらに関する代表的な発言を紹介しておこう。

商品券取締法案に関する衆議院の本会議では、深澤豊太郎議員(静岡1区選出、政友会)が、

「此商品券取締法ヲ出ス前ニ、何故政府ハ商品切手ノ発行ヲ禁止スルニ至ラナカッタカ、全国ヲ風靡シテ居リマスル商工業者ノ叫ハ、百貨店ヲシテ商品券発行ヲ禁止セヨト云フ声ガ殆ド都会地ニ満チテ居リマス、之ヲ何故取締法ノ程度ニ止メテ置イテ、禁止ニマデ至ラナカッタカドウカ、(中略)何故取締法ヲ設ケルト云フ緩慢ナルコトニ止ツタノデアルカ」

として、商品券発行そのものを禁止すべきではないかと政府に迫った。

また、衆議院の商品券取締法案特別委員会では本田義成議員(東京1区選出、政友会)が法案について、

「中小商工業者ガ百貨店ノ進出ニ依ッテ非常ナ

困難ヲ生ジテ居ル、是ガ緩和ヲ図ルベク将来ニ向ッテ取締法ヲ制定シタト言ハレテ居リマスガ、是ハ全ク其精神ガ顛倒シテ居リマス、此法律ヲ制定シマスレバ、商品券ガ益々信用ヲ得テ発展スル原因ニナル、中小商工業者ヲ救フ精神ニハーツモ副ハヌノデアリマス」

との見解を示し、中小商業者の苦境を救う手立てになり得ないことを力説した。本田議員の主張は百貨店法の制定へと及んでゆく。すなわち、

「百貨店ト云フモノヲ制限シテ貫ヒタイ、廢シテ貫ヒタイト云フ声ハ満天下ニ起ッテ」

いる、として百貨店法の制定を強く求めた。

やはり同委員会に所属する野田文一郎議員(兵庫1区選出、民政党)も、商品券取締法そのものではなく、

「私共ハモウ一步進シテ百貨店ノ取締法律ヲ作り、其中デサウ云フコトハ当然取締ル方ガモット効果的デハナイカト考ヘマス、(中略)是ハ余リ効果ハナイノデアリマス、(中略)今日ノ非常時ニ於テ要求スルコトハ、他ノ小売商人ガ百貨店等ノ為ニ圧迫ヲ被ッテ居ルカラ、ソレヲ除イテ貫ヒタイト云フコトガ彼等ノ熱望スル所デアリマス」

「百貨店法ノ立法ト云フコトハ、極メテ必要デアラウト存ジマスガ、商工省ハ何故之ヲ御止メニナツタノデアリマセウカ」

と、百貨店法の制定こそ必要であるとの主張を繰り返し広げた。

これに対し中島商工大臣は、百貨店規制法は立法技術上の観点から難しいとの答弁を繰り返したうえで、百貨店が発表した自制声明について次のように述べた。

「百貨店側ヲシテ、寧ロ世間ノ言議ニ顧ミ、小売業者トノ営業関係ヲ、其自制ニ依ッテ調節セントスルコトガ出来ルナラバ、商売上ニモ格別無理ガ立たズ、極メテ自然的ナ方法デアルト云フヤウニ考ヘマシタガ為ニ、色々尽力ヲ致シマシテ、百貨店協会ヲシテ其自制ノ申合ヲ致サシメ、之ヲ世間ニ発表セシメマシタト云フヤウナ次第デアリマス」

つまり、百貨店の自制声明は、百貨店自らが世間の批判を考慮して発表したものではなく、商工省がそのように仕向けた結果であることを述べているのである。商工当局が、いわば百貨店の顔を立てながら世論にも配慮した結果だったことを吐露している。東京商工会議所と同様に政府もまた、百貨店の利害を守りつつ中小小売商からの要求も無視できない、という微妙な立場にあったことを示唆している。

政財界に対するテロが横行する世相が、ひたひたと押し寄せていた現実を想起せざるを得ない。

商品券取締法そのものについては、中井一夫議員（兵庫1区選出、政友会）から以下のように、商品券への課税を求める提案が出ていた。

「商品券ノ発行ト云フコトニ付キマシテハ、営業ヨリ当然来ル以外ニ於テ色々ナル特別ナル利益ヲ得ルコトガ出来ルノデアリマス、此意味合カラ致シマスルナラバ、商品券ヲ発行スルノニ対シテハ相当ノ課税ヲスルト云フコトガ最モ適当ナルコトデハナイカ」

東京市等が課している地方税と同様に、国税として商品券に課税せよとの意見である。

主として都市部選出の議員が行った以上のような質疑を経て、最終的に委員会を構成する全会派（政友会・民政党・国民同盟）が一致して修正案を提出することとなった。修正点は第一条の、商品券発行額に対する供託すべき国債の割合を変更すること、および第四条に、百貨店発行の商品券の額面金額に制限を設けること、の2点であった。第一条の国債供託については商品券発行額の3分の1とする原案を2分の1に変更、第四条には、1枚の商品券の額面は5円以上とする規定を加える、との修正案が委員会の全会一致で可決された。

以上の経緯で明らかなごとく、第一条の修正案は商品券所有者の保護というよりは、供託率を引き上げることで、百貨店が発行する商品券を可能な限り抑制することが念頭にあったことは間違いない。百貨店が発行する商品券の額面を5円以上とする修正案もまた、通常であれば一度の買物額が5円以上になることのない中小小売業者との棲み分けを明確にするための方策と断じてよい。

衆議院の特別委員会では法案が可決された翌日、貴族院の特別委員会での議論もまた、政府案に対する激しい議論が繰り広げられた。

商品券取締法ではなく、同時に審議に付された商業組合法に関連して行われた次の遣り取りはそれを象徴している。すなわち、坂本鈴之助委員が、政府のいう大商業資本とは具体的にどのような業者を指すのかと質問し、以下のような質疑が展開した。

（中島商工大臣）

「大業者ト申シマストドウ云フコトニナリマスカ、私共ノ唯ハ見解デゴザイマスガ、例ヘバ百貨店ノ如キハ私ハ矢張り中小業者ダト思ヒマス」

（坂本議員）

「三越若クハ松坂屋ノ経営イタシテ居リマス百貨店ハ中小商業デアルト云フ、マア政府ノ御解釈ラシイノデアリマスガ………ト云フト大商業資本ト云フノハ一体ドウ云フノデスカ」

（中島商工大臣）

「例ヘバ三井物産会社ノ如キモノハ大業者、又或ハ三菱商事会社ノ如キモノデアリマス」

（坂本議員）

「詰リ小売ヲスル以上ハドンナニ大資本デドンナコトヲシテ居ッテモ是ハ中小業者ト解シテ宜シイノデスカ」

（中島商工大臣）

「大体左様ニ御了解ヲ願ヒマス」

以上の質疑は第一に、百貨店と中小業者の利害を調節しきれず、政府は遂に「百貨店は中小小売業者である」と表明せざるを得ない立場にあったこと、そして第二に、政府はこの時点で、商業組合を通じた業界による統制によって百貨店をも含めた商業全般を合理化することを意図していたことを表している。したがって、商品券取締法段階では未だ、政府は直接的な商業統制に乗り出そうとの強い意志は持っていなかったことを示唆していると言ってよいだろう。

こうして1932（昭和7）年9月4日、衆議院による修正案が貴族院でも可決され、商品券取締法が成立した。

2. 百貨店法の制定

1) 第六十九特別議会での百貨店法案審議

1932（昭和7）年に成立した商業組合法に則り翌33年8月に、極めて異例の、全国を1地区とする日本百貨店商業組合が発足した。この商業組合員たる資格は、営業所が東京・大阪・横浜・神戸・名古屋にある場合は延坪1,000坪以上、その他の地である場合は延坪500坪以上を有する百貨店業者、と定められていた。発足当初、百貨店商業組合に加盟する有資格業者は36社あったが、実際に加盟したのは24社に止まったことから、非組合員による強引な顧客誘致策・販売促進策が横行していた。百貨店商業組合としては、組合独自の営業統制規定を策定したものの、それは道義的規定であり法的拘束力を持つものではなかった。

このように百貨店の自制的営業規制は現実にはなかなか実効をあげることがないまま、主として中小小売商団体や商工会議所からは、百貨店の営業全般を規制する百貨店法の制定を望む声が数多く

出ていた。しかし、それにもかかわらず、政府が百貨店法案を議会に提出することがないままほぼ10年が経過し、その一方では、1932（昭和7）年以降、以下のようにほぼ毎議会ごとに議員立法案として百貨店法案は議会に提出され続けていたのである。

- 第六十三議会（1932年） 百貨店法案
（国民同盟の野田文一郎議員他2名提出）
第六十四議会（1933年） 百貨店法案
（国民同盟の野田文一郎議員他2名提出）
第六十五議会（1934年） 百貨店法案
（国民同盟の野田文一郎議員他2名提出）
第六十七議会（1935年） 百貨店法案
（国民同盟の野田文一郎議員他2名提出）
百貨店法案
（民政党的真鍋儀十議員他3名提出）
百貨店法案
（政友会の三上英雄議員他1名提出）
第六十九議会（1936年） 百貨店法案
（政友会・民政党的の8名による共同提出）
百貨店法案
（国民同盟の伊禮肇議員提出）
（『商工政策史』第七巻、p.205）

このように、昭和恐慌以降の経済混乱を通じ中小小売商の経営問題が社会問題化するなか、議員立法案としての百貨店法案は流産を続けた挙げ句、漸く特別会として開かれた第六十九議会（1936年5月4日～5月26日）で成立すると誰もが思っていた。商品券取締法が成立した第六十三議会からは4年を経ている。しかも注目すべきことは、六十九議会へ提出された百貨店法案が各党の共同提案として提出されたことである。主として都市部選出の議員たちが共同で提出したのであり、この法案には議員側の並々なぬ意気込みが示されていた。これに対し政府はむしろ百貨店法案の議会提出には一貫して消極的であった。そのことは、六十九議会の衆議院本会議での真鍋儀十議員（東京4区選出、民政党）の次の発言内容から明らかであろう。

「（前略）今日ノヤウナ資本主義ノ爛熟期ニ当リマシテハ、ドウシテモ大資本ガ中小商工業者ニ重圧ヲ加ヘルト云フコトハ、必然ノ結果トシテ肯定サレナケレバナリマセヌ、政府ハ是ガ対応匡救策ヲ講ズル為メ、特ニ百貨店ノ如キハ、何等カノ制限ヲ加ヘナケレバナラヌモノデアリマスルガ、昭和七年出スベクシテ出サレナクッタ政府案ガ、遂ニ今日マ

デ本院ニ現レテ来ナイノデアリマス（後略）」

まさに痺れをきらしたという議員たちの様子が見てとれる。その苛立ちの背景には、商品券取締法がなかなか実効をあげていない現実があり、それが、百貨店を保護するかのような政府の姿勢によってもたらされている事実があった。

すなわち、すでに施行されていた商品券取締法の施行規則第八条では、

「百貨店ハ券面金額五円未満ノ商品券ヲ発行スルコトヲ得ズ

前項ノ百貨店ハ商工大臣之ヲ指定ス」

と規定されており、額面5円以下の商品券を発行できない百貨店を商工大臣が指定することとなっていた。ところが、百貨店商業組合加盟の27百貨店のうち（加盟会社は当初の24から27へ増加していた）、実際に商工大臣が指定したのは12社に過ぎなかったのである。百貨店問題をめぐって政府が、その営業規制にいかにか消極的だったかがわかっていく。

衆議院は、本会議での質疑に続いて特別委員会の質疑に入った。この頃には政府も重い腰をあげ、百貨店法案については

「既ニ政府モ時代ノ要求デ已ムヲ得ザルモノデアルトハ、数回ニ亘ッテ認メテ」

いたため、法案が成立まで漕ぎ着けることには何等問題はないとの見通しがあり、審議はむしろ細部の詰めに入っていた。例えば、ほとんどの百貨店が併設するようになっていた食堂の扱い、地下鉄・私鉄を含めたいわゆるターミナル百貨店の扱い、あるいは取扱品目の規制などが、次のように問題となっていた。

「食堂ノ如キモノハ百貨店ト言ヘバ、必ズ附キ物ノ如ク経営サレテ居ルノデアリマス、斯ウ云フモノニ対スル制限モ必要デハナイカ」

「只今ハ地下鉄ガ殆ド百貨店ト『タイ・アップ』致シマシテ、其購買力モ多キヲ占メテ居ルノデゴザイマス、地下鉄ハーツノ交通機関デゴザイマスガ、其駅ニ付テデゴザイマスガ、其駅ハ原則トシテ税金ヲ課ケラレテ居ラナイノデアリマス、駅ノ一部分ニ百貨店ヲ設ケテ、サウシテ例ヘバ千坪アル中デ、百貨店ヲ九百坪マデ使ッテ、百坪ダケヲ駅ニ使ッテ居ル、サウシテ九百坪ハ百貨店トシテ税ヲ課ケラレルナラバ肯定ガ出来マスガ、全部之ヲ駅ノヤウニ『カムフラージュ』シテ」

いる。

また、百貨店の営業品目をも規制するべきではないかとの意見も相次いだ。

「今ノ中小商業者ガ一番百貨店ニ依ッテ打撃ヲ蒙リ、不安ヲ感ジマスモノハ、取分ケ生活必需品中ノ食料品ノ販売」であると。

ところが、百貨店側がこれに対し猛烈な反対運動を繰り広げ、法の制定を見送るよう政府に要望書を提出したのである。その要旨は、

- ① 百貨店を抑圧することは消費者に不利益をもたらす
- ② 軽工業や染色工業は資金面を含めて百貨店の支援で成り立っているため、百貨店の営業制限はそれらの製造業に打撃を与える
- ③ 小売商の苦境は百貨店の営業によってのみ引き起こされているのではない以上、百貨店を規制しても問題解決にはならない
- ④ 百貨店は自制協定により自主的統制を行っているのだから、これ以上の法的規制は必要ない

ということだった。結局、第六十九議会で百貨店法案は、衆議院を通過はしたが、貴族院でまたもや審議未了となり、ここでも成立することがなかった。

このような経過を経て百貨店法制定問題は、大きな政治問題化することになる。例えば、日本学術振興会が学術研究の立場からこの問題を取りあげ、決議こそしなかったが、次のような意見を表明するほどだった。

- ① 百貨店問題は、社会機能と国民経済を念頭に解決されるべきで、小売商救済の立場から百貨店法を制定すべきでない
- ② 囲政策・過当サービス・出張販売等の不正取引については、百貨店のみならず一般小売商にも規制を加えるべきである（実際には、この他にも様々な意見があったことを発表のなかで述べているが、結論が明確になっているのはこの2点だった）

実は、この意見が基礎となり、商工省臨時産業合理化局の小売業改善調査委員会が百貨店法制定の決議を商工大臣へ提出することになるのである。

2) 百貨店法の成立

1937(昭和12)年3月、遂に政府は百貨店法案を議会へ提出した。この第七十通常議会で政府案は無修正で貴族院を通過し衆議院に送付され、成立

は間違いないと誰もが予想していた。だがその矢先、林内閣による突然の解散のため衆議院では審議未了となり、同年中の第七十一特別議会へ再び提出されなければならなかった。

こうして、いわば満を持して政府が再提出した百貨店法案について、貴族院でなされた吉野商工大臣による提案理由の説明は極めて興味深い。すなわち、

「(前略)最近ニ於キマシテ百貨店ノ新設又ハ拡張ガ相踵イテ行ハレマシテ、百貨店同士ノ競争ヲモ惹起スルヤウナ次第ニナッテ参リマシテ、其ノ弊ノ及ブ所ガ百貨店ノ配給機関トシテノ作用ヲモ損フノデハナイカト云フヤウナ処モ段々アルヤウニナッテ参ッタノデアリマシテ、(中略)百貨店ノ新設拡張並ニ其ノ営業ニ適切ナル統制ヲ加ヘマシテ、百貨店相互ノ不当ナル競争ヲ排除シマスルト共ニ百貨店ト中小商業者トノ関係ヲ調節致シマシテ、小売業全般ノ円満ナル発達ヲ期シタイ」

つまり、百貨店どうしの過当競争が、百貨店の持つ大店舗・大量販売システム自体を損なうまでにエスカレートしたから、産業合理化の基本的考え方を基に、百貨店の営業を規制する法律を制定する必要がある、としている。業界の自主規制・統制にはもはや委ねておくことはできない、との立場を明確に述べたのである。商品券取締法段階では堅持した、業界主導の統制から一歩進んで、国家による直接統制の表明だった。

1937年7月30日、第七十一議会の貴族院特別委員会は、わずか30分で法案を可決した。8月に入り、法案は衆議院の特別委員会審議に回され、突っ込んだやり取りが行われた。紙数の関係でここでは細かな発言内容を吟味することはできないが、百貨店側が引き続き強硬な法案反対運動を繰り広げていたことが次の小池四郎議員(福岡4区選出、第一議員倶楽部)による発言で明らかとなる。

「日本百貨店商業組合カラ、反対陳情書ガ各委員ニ来テ居リマス、其理事長ノ藤田國之助君ノ名ヲ以テ書イテ来テ居ル、『営業ノ自由ノ本則ニ依リ、何等取締法規ノ設定是ナキヲ希望シ、百貨店法案ニ対シテハ反対ノ外ナク候』是ハ実ニ怪訝ダト思フノデアリマス」

このような反百貨店ムードの中での審議は極めて微に入り細にわたる質疑となった。当然のごとく、食堂問題、地方出張販売問題、囲ビジネス問題、無料配達問題等、従来から問題視されていたおおよそすべての論点を洗い尽くし、8月6日に締めくくり

質疑へと入った。多少の修正意見もあったが最終的には、民政党、政友会、第一議員倶楽部等の賛成多数で可決された。

ここでは、以上のようにして成立した百貨店法の中身を検討することで、わが国の経済統制が業界主導の間接統制から、国家による直接統制へと移行しつつあったことを確認しておきたい。

1937年8月13日に法律第七六号として公布された百貨店法は、全27条からなる法律である。第一条から第五条までは、百貨店の定義や百貨店開業の手続き等に関する規定であり、その第四条では、百貨店業者が支店・出張所を設置する場合、売場面積の拡張、店舗以外の小売を実施する場合には、商工大臣の許可が必要である旨を明記している。また、第六条は

「百貨店業者ハ閉店時刻以後及休業日ニ於テ営業ヲ為スコトヲ得ズ

前項ノ営業ノ範囲、閉店時刻及休業日ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」

として、営業時間等を政府が決定するとの条文であり、この点については百貨店法施行規則（以下、「規則」と表記）第九条で明確に

「閉店時刻ハ四月一日ヨリ十月三十一日迄ハ午後七時ヲ、十一月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ハ午後六時ヲ過グルコトヲ得ズ」

の規定になっていたし、休業日についても規則第十条で

「休業日ハ商工大臣ノ指定スル区域ニ於テハ毎月三日以上、其ノ他ノ区域ニ於テハ毎月一日以上」だと定められていた。

同様に規則では、百貨店の売場面積、取扱品目、百貨店の営業許可を得るための手続き（店舗建設に要する工事費、売場面積、兼営事業の種類等、あらゆる申告が必要）が一項から十一項まで事細かに規定されていた。

まさしく、箸のあげおろしまで規定するかのような詳細な規定であった。

ところで、百貨店法第十二条は、

「百貨店組合ハ全国ヲ通ジテ一箇トシ組合ノ設立アリタルトキハ百貨店業者ハ其ノ組合員トス」

と、全国を1区域とする異例の商業組合規定まで設けていた。そのうえで、百貨店法第十五条は

「(前略) 公益上必要アリト認ムルトキハ百貨店組合ニ対シ組合員ノ営業ノ統制ニ関シ」

主務大臣が命令をすることができ、第十六条では

「公益上必要アリト認ムルトキハ百貨店組合ノ組合

員ニ対シ組合ノ統制ニ

従うことを主務大臣が命令できるとして、組合を通じて国家が統制することはもちろん、商業組合を通じても統制することが可能で、二重の統制が可能な仕組みだったのである。

百貨店法とその施行規則の主要点は概ね以上であり、それらの条文からは、百貨店法が国家による直接統制を規定した法律であったことが明らかになる。商品券取締法とは明確に異なる統制の仕組みが形成されたのである。

3) 東京商工会議所案と日本商工会議所案

最後に、法案成立に先立って東京商工会議所が発表した百貨店法案、およびそれを受けての日本商工会議所案を検討することで、商工会議所の姿勢がどのようなものだったかを検討することとする。

東京商工会議所が発表した1936年5月19日付の法案は、以下のようになっていた。日本商工会議所案と比較するのに必要な範囲で、ここに引用する。

「第五条 百貨店ノ営業時間ハ四月一日ヨリ九月三十日迄ハ一日九時間トス但シ主務大臣ノ指定スル地域ニ限り命令ヲ以テ営業時間ヲ定メタルトキハ此限ニアラス

百貨店業者業務ノ特ニ繁忙ナルトキハ命令ノ定ムル所ニヨリ主務大臣ノ許可ヲ得テ一年ニ付五十日以内前項ノ営業時間ヲ変更又ハ延長スルコトヲ得

第六条 百貨店業者ハ各月左ノ各号ノ日数休業スルコトヲ要ス但シ業務ノ特ニ繁忙ナル時期ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ得タルトキハ此限ニアラス

一、東京市、京都市、大阪市、横浜市、神戸市及名古屋市ニアリテハ三日以上

二、其ノ他ノ地ニアリテハ一日以上

第八条 百貨店業者ハ顧客ヲ誘致スル目的ヲ以テ時間若ハ数量ヲ限り廉売ヲ為シ又ハ極端ナル廉売ノ広告ヲ行フコトヲ得ス

前項以外ノ営業方法ト雖モ主務大臣ニ於テ公益ニ反シ又ハ百貨店業若クハ之ト密接ナル関係ヲ有スル営業ノ公正ナル利益ヲ害スルモノト認ムルトキハ百貨店業委員会ノ議ヲ経テ必要ナル命令ヲ発スルコトヲ得」

これに対し、1936（昭和11）年7月に日本商工会議所が「百貨店法制定に関する建議」として国会に提出した内容は以下のごとくである。

「一、同一営業所ニ於テ命令ノ定ムル営業所面積ヲ有シ衣食住ニ関スル多種類商品ノ小売業ヲ営ムモノヲ以テ百貨店業者トスルコト

但シ前項以外ノ営業ト雖モソノ営業所ニ於テ之ヲ為ストキハ百貨店業者ノ営業ト看簡スコト

二、百貨店ヲ営マントスルモノハ主務大臣ノ許可ヲ受クルヲ要スルコト

三、百貨店業者ハ左ノ場合ニ於テハ前項同様主務大臣ノ認可ヲ受クルヲ要スルコト

1. 販売ノ為ニスル支店、出張所其ノ他ノ営業所ノ設置

2. 販売ノ為ニスル本店、支店又ハ出張所其ノ他ノ営業所ノ位置ノ変更

3. 店舗ノ拡張

4. 興行類似ノ催物ノ開催

四、百貨店業者ハ其ノ営業所以外ニ於テ公開販売ヲ為スコトヲ得ザルコト

但シ特別ノ事由アルトキハ主務大臣ノ許可ヲ得テ之ヲ為スコトヲ得ルコト

五、百貨店ノ営業時間ハ之ヲ適當ニ制限スルコト

六、百貨店業者ハ都市ノ状況ニ応ジ毎月一定日数以上ノ公休日ヲ設クルコト

七、百貨店業者ハ重要物産同業組合ニ加入スルコト

但シ二種類以上ノ組合ニ加入スル場合ノ負担ハ適當ニ軽減スルコト

八、百貨店業者ハ囤政策ノ如キ不当廉売ヲ為スコトヲ得ザルコト

九、規定ノ違反ニ対シテハ適當ナル罰則ヲ設クルコト

十、主務大臣ハ本法ニ依ル職権ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得ルコト

十一、本法施行ノ際現ニ営業ヲ為ス百貨店業者又ハ其ノ店舗ハ本法ニ依リ許可ヲ受ケタルモノトスルコト」

これら両建議の内容を比較して容易に気づくのは、東京商工会議所案では事細かに規制されている営業内容が、日商案になると極めて漠然とした曖昧な中身になっていることだろう。日商案では、営業日にしても営業時間にしても、「営業時間ハ之ヲ適當ニ制限スルコト」「都市ノ状況ニ応ジ毎月一定日数以上ノ公休日ヲ設クルコト」と、大ざっぱな規制になっていた。さらに、営業内容においても、

東商案では禁止内容を明記してあったものが、日商案になると、「囤政策ノ如キ不当廉売ヲ為スコトヲ得ザルコト」と、特定されたのは囤ビジネスのみであった。日商案は、東商案と比較してかなり後退した内容になったと言わざるを得ない。百貨店問題が、一部の地方都市にも関わっていたとはいえ、基本的には大都市が焦点だったことを反映し百貨店問題の当事者とも言える東京商工会議所こそは、明確な姿勢を見せていた。反面、各地商工会議所の連合体である日本商工会議所案は極めて曖昧な中身になっており、大資本たる百貨店に配慮した姿勢を持たざるを得ない存在であったことを明瞭に読み取ることができよう。

結果的には、実際に成立した百貨店法はより東京商工会議所案に近い内容だった。

V. 結語

昭和初期の小売業をめぐる百貨店問題とは、小売業というひとつの業界内で起こった、大資本と中小・零細業者との対立であり、業界による自主規制が果たして実現可能なのか否かを検討するための重要な論点を含んでいる。同時に、国家が政策を通じてこのような利害をどのように調整したのか、あるいはできなかったのかを吟味するための、格好の歴史的素材でもある。

本論が課題として設定した第一の点、すなわち法律を通じた百貨店規制は国家による経済統制の一環であったのか、あるいは中小の小売業者を救済するためのいわば匡救政策として位置づけられるべきなのかについては、百貨店規制策として打ち出された商品券取締法と百貨店法とでは、明確な質的違いを確認した。商品券取締法段階では、明らかに業界主導の自主規制を政府は構想していた。そのためにこそ、商業組合法によって、核に据える統制組織を同業組合から商業組合へと切り替える方策が講じられた。したがって、政府の主眼は商品券の規制ではなく、政策的には商業組合を通じた統制こそが前面に出ることとなったのである。しかも、1932（昭和7）年に成立した商品券取締法の効果は、政府による百貨店指定が不徹底だったため、中小小売業者の期待とはほど遠いものに終わった。商品券を通じた百貨店規制には、基本的に中小・零細小売業者の救済策と位置づけられるべき要素はほとんどないことが明らかとなった。その意味で、

商品券取締法そのものは間接統制の延長線上に位置づけられるべきであるし、大資本と中小・零細業者との利害調整はもともと重要視されていなかったと結論づけざるを得ない。

では、商品券取締法から5年を経て制定された、本格的な百貨店法はどうだったろうか。

幾度も幾度も議員立法として議会で提出され、そのたびに審議未了となる挫折を繰り返した後、政府提出の法案にもとづいて成立した百貨店法は、法律が制定されるまでの過程そのものが多くの事柄を示唆している。議員立法として議会への提出が繰り返されていた間、政府は、同法の成立には一貫して消極的な姿勢を持っていた。中小小売業者の救済策立案に向かうよりは、経済全体を統制するための枠組みづくりと、その下での業界統制を追い求める姿勢が鮮明になっていた。百貨店法による営業規制が、政府が意図する業界による自主統制とは相容れなかったからである。

昭和恐慌期にあつて、商品券取締法が制定された1932(昭和7)年から、百貨店法が制定された1937(昭和12)にかけての足かけ6年間は、まさに、わが国の輸出が一時的に好調な様相を呈した時期と一致する。しかし、数字のうえでは輸出好調であっても、実際には円ブロックである満州国に対する多額の輸出が計上されていたから、決して数字に現れたほどの好況ではなく、国内消費は依然として冷え込む一方だった。こうした経済不況を反映し、政府が業界としての自主統制を強く期待した百貨店業界内では、むしろ百貨店どうしの競争が激化するという、政府にとっては到底看過し得ない状況に陥っていた。この惨状を前に政府は遂に、国家による直接統制への移行に踏み切らざるを得なかったのである。それが、政府案としての百貨店法案提出につながってゆくのである。

折しも、百貨店法が制定された1937(昭和12)年には企画院が創設され、いわゆる革新官僚と軍人エコノミストが国家総動員法の策定に着手していた。国家総動員法自体は翌38年に制定され、それ以降、経済だけでなく国民生活のあらゆる局面において、戦争遂行を優先する総力戦体制が敷かれることになる。百貨店法は、まさにそのような時期に制定されたことを反映し、政策意図が、業界の自主規制による間接統制から国家の直接統制へと急速に移行しつつあることが、法案からは明確に読み取ることができた。このように見てくると、百貨店法は、中小小売業者の救済色はやはり薄く、国家

が業界を直接に統制するための法律として立案されたと考える他ない。同法が、百貨店の営業規制を比較的詳細に規定していることに着目すれば、当然、中小小売業者への影響を抑止する側面も持ち合わせてはいたが、戦時統制へと入る時期にあつてはもはや、小売商そのものを救済しようという政策意図は後景に退かざるを得ない状況だった。百貨店側も急速に、大規模小売業としての営業など到底望むべくもない現実と直面してゆくのである。したがって、百貨店と中小小売商との利害調整を念頭に置いた商業政策の立案自体、その余地を全くなくしていったことは、改めて付言するまでもない。

昭和恐慌期にはもうひとつの小売商問題である、小売商と産業組合の対立も激しさを増し、政府は、小売業と農業との利害調整をも迫られていた。利害調整がほとんど機能しなかったのは、必ずしも小売業界だけのことではなく、実は、小売業と農業の利害調整も有効に図られることはなかった。政府は産業組合を真似たかのような商業組合を創設することによって活路を見出そうとはしたが、中小小売業者の状況が改善されることは遂になかった。国家の政策上、商工業政策は常に構想・立案されてはきたが、中小小売業者を中心に据えた商業政策、しかも実効をあげ得る政策という観点で見た場合、歴史的にそれは、経済政策の柱に位置づけられる存在ではなかった。

本論が意図した第二の問題、商工会議所とは歴史的にどのような存在だったのか、具体的には、商工会議所は中小商工業者の団体だったのか否かについては、大手百貨店が店舗を設ける動きのあった一部地方都市を除けば、専ら大都市、特に東京が議論の焦点になったこともあり、ここでの検討は東京商工会議所あるいは日本商工会議所に限定されざるを得なかった。そこで浮き彫りにされたのは、百貨店問題に対する東京商工会議所あるいは日本商工会議所の姿勢には、中小商工業者の結集体としての本質が貫かれてはいない現実だった。より正確には、極めて曖昧な態度をとったと言うべきだろう。少なくとも大都市の商工会議所が、歴史的に大資本・中小業者の双方に配慮した運営にならざるを得ない存在だったことは、もはや自明である。

現代の大店法や大店立地法の制定をめぐる商工会議所がどのように関わったのか、また、日米経済摩擦が極限まで高まるなか、商工会議所は大店法をめぐってどのように対応したのか、さらには、全

国的に地方都市での中心市街地が衰退した現状を目の当たりにして、商工会議所はどのような姿勢を持つべきなのか、という優れて現代的な課題にアプローチするための論点も展望されよう。

文献一覧

- 石井寛治（2003）『日本流通史』、有斐閣。
 大石嘉一郎編（1987）『日本帝国主義史2』世界大恐慌期、東京大学出版会。
 『会社かゝみ』（東洋経済新報臨時増刊）昭和七年版、東洋経済新報社。
 『議会制度百年史 院内会派編衆議院の部』（1990）、大蔵省印刷局。
 本村晴壽（2013）「反産運動の展開と地方商工会議所」、『松本大学研究紀要』第11号。
 公開経営指導協会編（1967）『日本小売業経営史』。
 小林行昌（1937）『内外商業政策』、丸善。
 『昭和経済史 上』、1994、日本経済新聞社。
 『白木屋三百年史』、1957。
 鈴木安昭（1980）『昭和初期の小売商問題』、日本経済新聞社。
 『高島屋百三十五年史』、1968。
 高橋潤二郎（1972）『三越三百年の経営戦略』、サンケイ新聞社出版局。
 竹内壯一（1977）「独占ブルジョアジー」、『日本近代経済史を学ぶ』、有斐閣。
 『中外商業新報』1930年2月9日付。
 『中外商業新報』1930年8月13日付。
 『中外商業新報』1930年12月3日付。
 通商産業省編（1980）『商工政策史』第七卷、商工政策史刊行会。
 通商産業省編（1980）『商工政策史』第十一卷、商工政策史刊行会。
 『帝国議会貴族院委員会速記録 昭和篇』（各年）、東京大学出版会。
 『帝国議会誌』（各年）、東洋文化社。
 『帝国議会衆議院委員会議録 昭和篇』（各年）、東京大学出版会。
 『東京朝日新聞』1928年4月26日付。
 『東京朝日新聞』1928年6月6日付。
 『東京朝日新聞』1932年7月26日付。
 橋本寿朗（1984）、『大恐慌期の日本資本主義』、東京大学出版会。
 初田亨（1993）『百貨店の誕生』、三省堂。
 原朗編（1995）『日本の戦時経済』、東京大学出版会。
 原朗・山崎志郎編著（2006）『戦時日本の経済再編成』、日本経済評論社。
 原朗（2012）『日本戦時経済研究』、東京大学出版会。
 東出清光（1941）『大阪案内』、大阪商品研究会。
 堀新一（1937）『百貨店問題の研究』、有斐閣。
 松浦誠之（1936）『商業組合の経営』、巖松堂書店。
 松田慎三（1933）『デパートメントストア』、日本評論社。
 水野祐吉（1940）『百貨店研究』、同文館。
 宮本又次（1954）『日本商業史概論』、世界思想社。
 向井鹿松（1938）『日本商業政策』、千倉書房。
 向井鹿松（1942）『百貨店の過去現在及将来』、同文館。
 山崎志郎（2011）『戦時経済総動員体制の研究』、日本経済評論社。
 山本武利・西沢保編（1999）『百貨店の文化史』、世界思想社。